

# 令和6年度 周南市市民参画実施状況報告書

# 目次

<b>1 市民参画について</b>	<b>1</b>
(1) 市民参画とは	1
(2) 周南市市民参画条例	1
(3) 市民参画の基本原則	1
(4) 市民と市の機関の責務	1
(5) 市民参画の対象施策	2
(6) 市民参画の対象施策以外の施策	2
(7) 市民参画の方法	3
(8) 市民参画の実施状況の評価と公表	5
<b>2 市民参画の実施状況</b>	<b>6</b>
(1) 施策の区分別の推移	6
(2) 市民参画の方法別の推移	7
(3) 令和6年度の実施状況	
周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策	8
周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策	82
<b>3 意見等把握の取組</b>	<b>145</b>
<b>参考資料</b>	<b>146</b>

## 1 市民参画について

### (1) 市民参画とは

市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。市民参画により協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築くことを目指しています。

#### ※ 本報告書における用語の定義

用語	定義
市の機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長
市民	市内に住む人、働く人、学ぶ人、市内に事務所や事業所を有するもの

### (2) 周南市市民参画条例

周南市市民参画条例は、平成17年に設置した周南市市民参画検討委員会により検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの方法により多くの人々の意見等を伺い、平成19年4月1日に施行されたものです。

基本原則、市民と市の機関の責務、市民参画の対象となる施策、市民参画の方法など、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項が定められています。

条例の運用により、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目指しています。

### (3) 市民参画の基本原則

- ・ 市民が自らの意思と責任の下に行う。
- ・ 市民が平等に参画することができる。
- ・ 市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し尊重しながら行う。
- ・ 市民と市の機関が市政に関する情報を共有することにより行う。

### (4) 市民と市の機関の責務

#### ア 市民が努めること

- ・ 進んで市政に参画し自らの知識や経験を市政に生かす。
- ・ 自らの発言と行動に責任を持って市政に参画する。
- ・ 公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら市政に参画する。

#### イ 市の機関が努めること

- ・ 市政に関する情報を積極的に市民に提供する。
- ・ 市民参画の機会を積極的に設ける。
- ・ 市民の意向を的確に把握し施策に反映させる。

## (5) 市民参画の対象施策

次に該当するものは市民参画の対象施策であり、周南市市民参画条例第6条第1項に規定されています。緊急を要する場合や軽易な場合などを除き、原則として市民参画を実施することになっています。

### 市民参画の対象施策①

市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更

(例) 「周南市まちづくり総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

### 市民参画の対象施策②

市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃

(例) 「周南市市民参画条例」「周南市情報公開条例」の制定

### 市民参画の対象施策③

市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃

(例) 周南市徳山駅前広場等条例の制定



### 市民参画の対象施策④

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入や改廃 (例) ごみの分別方法の検討

### 市民参画の対象施策⑤

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更

(例) 周南市役所庁舎、学び・交流プラザの建設に関する計画の策定



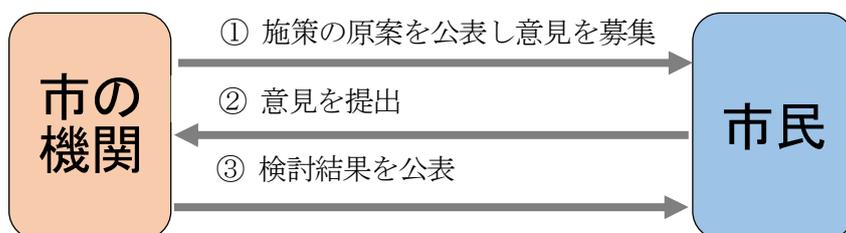
## (6) 市民参画の対象施策以外の施策

市民参画の対象施策以外の施策であっても、市民参画を実施することができるものが周南市市民参画条例第6条第3項に規定されています。

## (7) 市民参画の方法

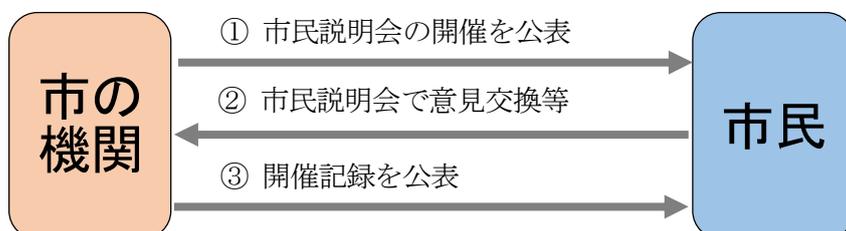
### ア パブリック・コメント

市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や透明性の向上を図ることができます。



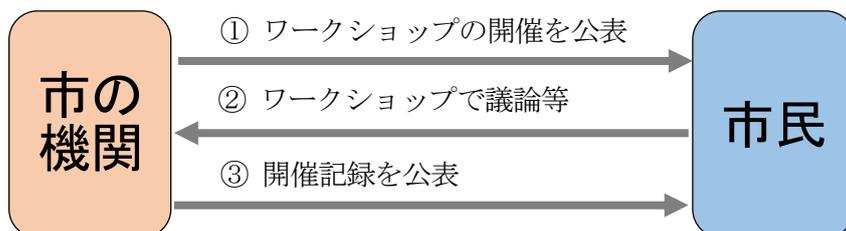
### イ 市民説明会

市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取したり討議したりする方法です。比較的参画しやすく、市民が生々の声を直接市の機関に伝えることができます。



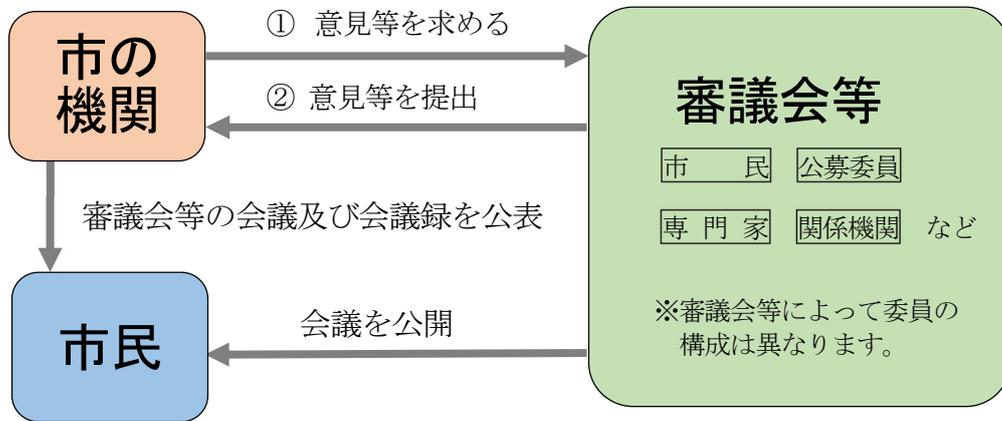
### ウ ワークショップ

市の機関が施策を定めるとき、市民と市または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作り上げていく方法です。参加者が現場を見ながらの議論や模型を組み立てる中から課題や解決案を見出す参加体験等を通して合意形成を図るため、参画意識を高めることができます。



## エ 審議会等

市が一定の委員を選任し、委員の合議による答申、提言等を受ける方法です。会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。



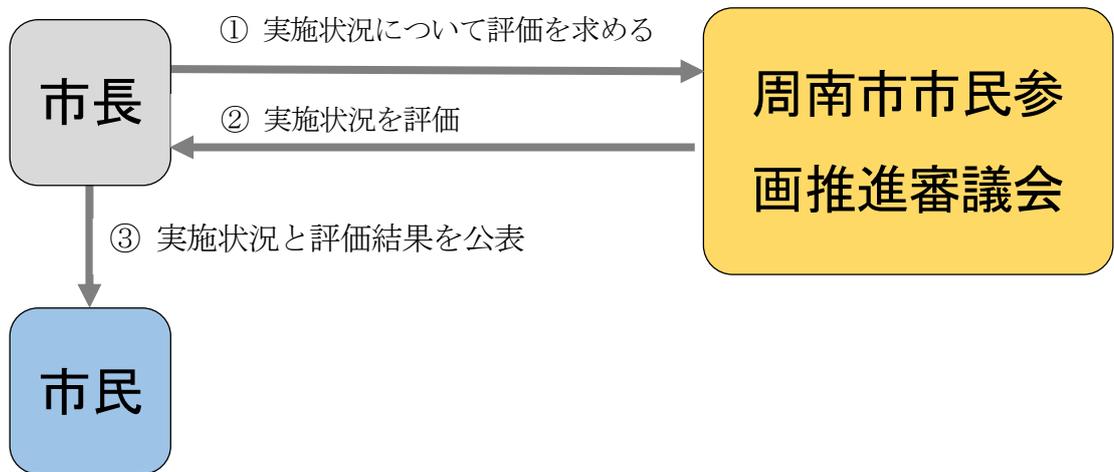
## オ その他の方法

ア～エの方法以外には、例として以下の方法が挙げられます。

- ・アンケート 多くの人に同じ質問をして回答を求める調査方法です。
- ・ヒアリング 団体や個人に対し聞き取りをする方法です。
- ・公聴会 一般的に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。
- ・モニター 公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりする方法です。
- ・フォーラム 一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。
- ・シンポジウム 一つの話題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。
- ・意見・作文・アイデア等の募集 テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。

(8) 市民参画の実施状況の評価と公表

毎年度、周南市市民参画推進審議会から市民参画の実施状況についての評価を受け、実施状況と評価結果を公表することで、市民参画のさらなる推進につなげています。



※ 周南市市民参画推進審議会

学識経験者や公募により選ばれた市民等で組織されており、市民参画の適正な運用や市民参画を推進するうえで必要なことを審議する目的で設置されています。

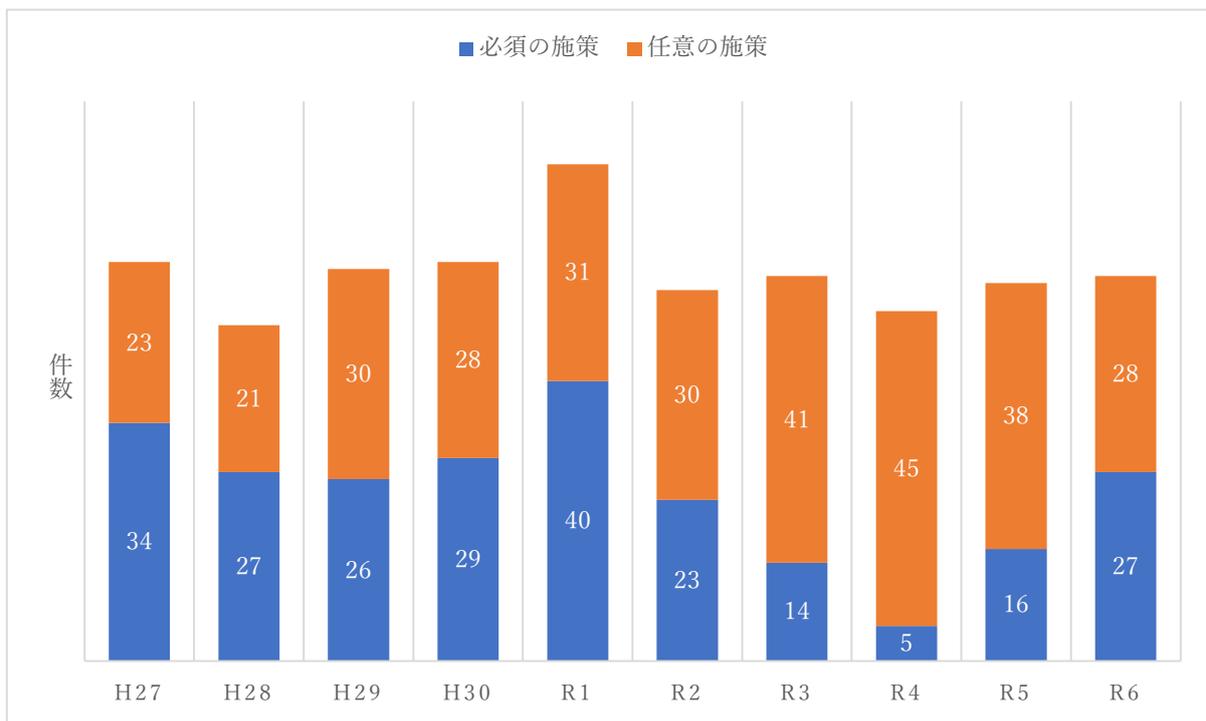
## 2 市民参画の実施状況

周南市市民参画条例第 16 条の規定に基づき、本市における市民参画の実施状況を報告します。

### (1) 施策の区分別の推移

市民参画の対象施策のうち、市民参画の実施が必須の施策については市の基本計画等を定める時期には増加するなど、年度により件数の増減があります。また、必ずしも市民参画の実施を要しない施策についても積極的に市民参画の機会を設け、市民参画の普及に努めています。

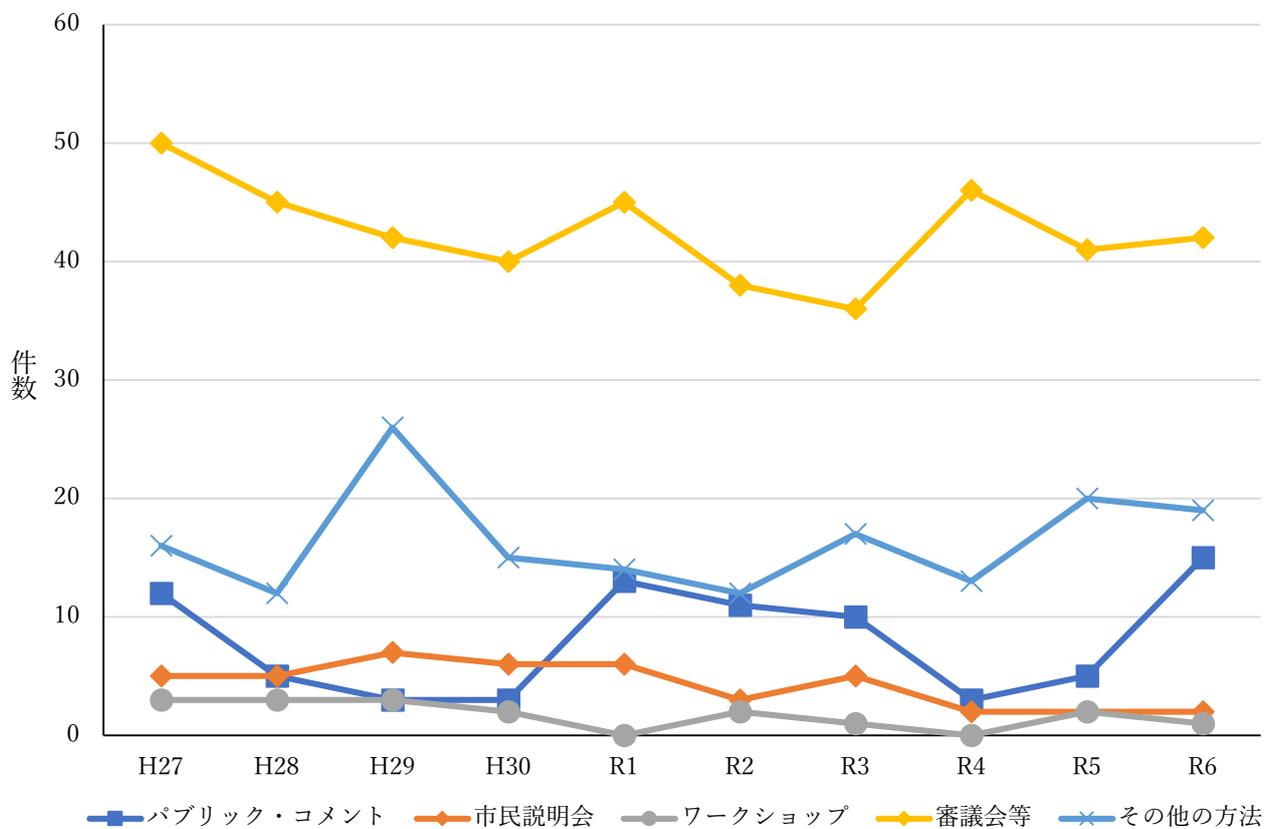
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
必須の施策	34	27	26	29	40	23	14	5	16	27
任意の施策	23	21	30	28	31	30	41	45	38	28
合計	57	48	56	57	71	53	55	50	54	55



## (2) 市民参画の方法別の推移

本市の市民参画の方法として、審議会等が多く選択されています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
パブリック・コメント	12	5	3	3	13	11	10	3	5	15
市民説明会	5	5	7	6	6	3	5	2	2	2
ワークショップ	3	3	3	2	0	2	1	0	2	1
審議会等	50	45	42	40	45	38	36	46	41	42
その他の方法	16	12	26	15	14	12	17	13	20	19
合計	86	70	81	66	78	66	69	64	70	79



(3) 令和6年度の実施状況

市民参画を実施した施策数

55施策

- ・うち周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策 27施策(8～81ページ)
- ・うち周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策 28施策(82～144ページ)

周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策(市民参画の実施が必須の施策)

頁	施策名称	施策区分	市民参画の方法
11	1. 第3次周南市まちづくり総合計画の策定 担当課：企画課	①	パブリック・コメント 審議会等
14	2. 市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構 想・基本計画の策定 担当課：企画課	⑤	審議会等 ワークショップ
17	3. 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略 に掲げる施策の評価 担当課：企画課	①	審議会等
19	4. 第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画の策定(変更) 担当課：高齢者支援課	①	審議会等
21	5. 第5次地域福祉計画の策定 担当課：地域福祉課	①	審議会等 その他(アンケート)
23	6. 地域包括支援センターの運営 担当課：地域福祉課	④	審議会等
25	7. 健康づくりの推進1 担当課：健康づくり推進課	①	審議会等
27	8. 健康づくりの推進2 担当課：健康づくり推進課	①	審議会等
29	9. 周南市の健康や食生活に関するアンケート調査 担当課：健康づくり推進課	①	その他(アンケート)
31	10. 第3次周南市健康づくり計画中間評価・見直 し(素案) 担当課：健康づくり推進課	①	パブリック・コメント
33	11. 歯周病予防啓発 担当課：健康づくり推進課	④	その他(シンポジウム)
35	12. 周南市こども計画の策定 担当課：あんしん子育て推進課	①	パブリック・コメント 審議会等 その他(アンケート)

頁	施策名	施策区分	市民参画の方法
39	1 3. ごみ対策の推進 担当課：リサイクル推進課	①	パブリック・コメント 審議会等 その他（アンケート）
43	1 4. 第四次子ども読書推進計画の策定 担当課：中央図書館	①	パブリック・コメント 審議会等 その他（アンケート）
47	1 5. 図書館の管理及び運営 担当課：中央図書館	①	審議会等
49	1 6. 第3期周南市教育大綱の策定 担当課：教育政策課	①	パブリック・コメント その他（アンケート）
51	1 7. 次期中心市街地活性化基本計画の策定 担当課：中心市街地活性化推進課	①	その他（アンケート）
53	1 8. 道の駅ソレーネ周南リニューアル基本計画の策定 担当課：農業振興課	⑤	パブリック・コメント 市民説明会 その他（アンケート）
56	1 9. 周南市立地適正化計画の変更、進捗管理 担当課：都市政策課	①	パブリック・コメント 審議会等
59	2 0. 都市計画の変更 担当課：都市政策課	①	審議会等
61	2 1. 第3次周南市地域づくり推進計画の策定 担当課：地域づくり推進課	①	パブリック・コメント 審議会等 その他（ヒヤリング）
65	2 2. 第2期スポーツ推進計画の策定 担当課：スポーツ振興課	①	パブリック・コメント 審議会等 その他（アンケート）
69	2 3. 第4期周南市観光ビジョンの策定 担当課：観光振興課	①	パブリック・コメント
71	2 4. 周南市文化芸術振興プランの策定 担当課：文化振興課	①	パブリック・コメント 審議会等 その他（アンケート）
75	2 5. 第4次周南市行財政改革大綱、行財政改革プランの進行管理、行政経営プラン策定 担当課：財政課	①	審議会等
77	2 6. 空き家対策に関する施策 担当課：住宅課	①	審議会等
79	2 7. 空家等対策計画の策定（変更） 担当課：住宅課	①	パブリック・コメント 審議会等

全 27 施策	① 23 件	パブリック・コメント	13 件
	② 0 件	市民説明会	1 件
	③ 0 件	ワークショップ	1 件
	④ 2 件	審議会等	20 件
	⑤ 2 件	その他	12 件

※施策の区分

- ①市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更
- ②市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃
- ③市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃
- ④広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入や改廃
- ⑤広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更

# 1 第3次周南市まちづくり総合計画の策定

企画部 企画課

施策の概要	令和7年度を初年度とする本市の最上位計画である第3次総合計画を策定する。			
施策の開始年度	令和5年度			
施策自体の根拠法令等	周南市総合計画策定条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。また、専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページ及び情報公開窓口、市広報で公表。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	総合計画の策定にあたり、専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	会議で得られた意見、提案を参考にしている。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和5年度から開始したもの。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市まちづくり総合計画の策定
実施について	
意見提出期間	令和6年10月11日～令和6年11月12日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 2名、提出意見 31件
意見の検討結果	まち・ひと・しごと創生総合戦略とデジタル田園都市国家構想総合戦略について、用語解説において記載した。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市まちづくり総合計画審議会		
設置目的	市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項を調査、審議し、その結果を市長に答申する。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条		
会議開催回数	6回		
会議の議題	<p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想（素案）の審議について</li> <li>・今後のスケジュールと部会審議について</li> </ul> <p>[第3回会議]、[第1回部会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（素案）の審議について</li> <li>・基本計画（素案）の概要について</li> <li>・分野別計画について（部会による審議）</li> </ul> <p>[第2回部会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画について（部会による審議）</li> </ul> <p>[第3回部会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画について（部会による審議）</li> </ul> <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会における審議について（報告）</li> <li>・基本構想（素案）の答申案について</li> </ul>		
会議の公開状況	一部の会議を非公開 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	33名		
委員の構成	学識経験者 4名、産業界 6名、推薦団体 16名、公募委員 7名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 2 市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画の策定

企画部 企画課

施策の概要	市内に点在する国の機関の集約化及び文化小ホール等の整備に向けて、市民館跡地の利活用構想及び文化小ホールの基本構想・基本計画を策定する。		
施策の開始年度	令和5年度		
施策自体の根拠法令等	なし		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策5（広く市民が利用する、事業費がおおむね10億円以上の大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	○ ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため。また学識経験者などから専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めるため。		
施策に関する情報の公表	ホームページ及び情報公開窓口、市広報で公表。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	ワークショップでは、文化芸術に関する実態や考え方が把握できた。有識者会議では、委員から専門的かつ客観的な意見及び提案を受けることができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	必要に応じて、現在策定中の計画へ反映する。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和5年度に、審議会等（有識者検討会議）、ワークショップ、アンケートを実施した。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画に関する有識者検討会議		
設置目的	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画の策定にあたり、専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めることを目的とする。		
審議会等を設置する根拠	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画に関する有識者検討会議設置要綱（第1条）		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見聴取の結果報告</li> <li>・市民館跡地利活用構想の素案について</li> <li>・文化小ホール基本構想の素案について</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過説明について</li> <li>・今後の流れについて</li> <li>・前提条件の再整理について</li> <li>・市民ワークショップの報告について</li> <li>・施設機能について</li> </ul> <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民館跡地利活用構想案及び文化小ホール基本構想・基本計画中間報告案に関する意見書（案）について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者 4名、教育関係者 3名、文化関係者 3名、子育て支援関係者 2名		
公募委員の割合の適否	-		

備考	※委員の公募を行わない理由 専門的かつ客観的な見地から議論していただくため、学識経験者や専門的知識を持った方を中心に委員会を編成。
----	--

### ◎ワークショップの詳細

集会の名称	これからの文化とまちづくりを考える市民ワークショップ
議題（テーマ）	[第2回] ・イベントカレンダーをつくってみよう！ [第3回] ・文化小ホールに必要な機能を考えてみよう！ [第4回] ・文化小ホール全体のレイアウトを考えてみよう！ [第5回] ・市民参加について考えてみよう！まちと、地域とつながるにはどうしたらいいか考えてみよう！
参加対象者	・無作為で抽出した市内在住者 1,000 名に対して、参加依頼の文書を送り、参加の承諾をされた市民 ・市内に在住、通勤、通学する満 15 歳以上で、公募に対し申し込みされた方
令和 6 年度の開催回数	4 回
開催場所	周南市役所、徳山保健センター
開催時の公表	
公表事項	-
開催前 2 週間前までの公表	-
公表方法	-
公表の適否	否 令和 5 年度に、第 1 回ワークショップの開催の前に公募を行った。令和 6 年度の第 2～5 回ワークショップは、令和 5 年度公募による参加者に対してのみ案内を行ったため、事前の公表は行っていない。
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加者数
公表方法	市ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、有識者検討会議での報告
公表の適否	適
参加人数合計	63 人
備考	-

### 3 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価

企画部 企画課

施策の概要	総合戦略に掲げる施策の実施状況・進捗状況に対する評価			
施策の開始年度	令和2年度			
施策自体の根拠法令等	まち・ひと・しごと創生法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページ及び情報公開窓口、市広報で公表。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	総合戦略に掲げる施策の評価にあたり、専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施策を所管する各課において、施策の方向性を決定するにあたり、会議で得られた意見、提案を参考にしている。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、本件にかかる会議を開催し、委員より意見、提案を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議		
設置目的	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため。		
審議会等を設置する根拠	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱 第1条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について</li> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する評価について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	8名		
委員の構成	学識経験者 2名、産業界 3名、行政 1名、金融機関 1名、その他住民 1名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	<p>※委員の公募を行わない理由</p> <p>専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けるため、委員の公募はしていない。</p>		

#### 4 第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定（変更）

福祉部 高齢者支援課

施策の概要	令和6年度から令和8年度を計画期間とする本計画について、計画初年度における事業計画の進捗状況を確認するほか、必要に応じて事業内容の見直しを行い、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの進化推進に取り組む。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策自体の根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせ、ホームページで公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	本計画は、毎年度末に各事業の実施状況を高齢者保健福祉推進会議に諮ることとしており、目標値に対する事業の進捗状況を確認することができた。 今後もPDCAサイクルにより、必要に応じて現計画の内容を見直し、実情に応じた事業の円滑な実施に取り組む。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	意見等はなかったため、反映はしていない。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和5年度に日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施したほか、計画案のパブリック・コメントを実施した。 なお、各年度末に高齢者保健福祉推進会議を開催し、委員に対し、各事業（施策）の進捗状況について説明している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市高齢者保健福祉推進会議		
設置目的	介護保険制度の円滑な運営とともに、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させるため。		
審議会等を設置する根拠	周南市高齢者保健福祉推進会議設置要綱第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・事業の進捗状況等について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名、福祉関係団体等推薦 10名、行政機関 1名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 5 第5次地域福祉計画の策定

福祉部 地域福祉課

施策の概要	地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく仕組みを作り、整備していくための計画で5年ごとに策定している。			
施策の開始年度	令和8年度			
施策自体の根拠法令等	社会福祉法第107条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	専門家や市民など様々な見地からの意見を反映するため、関係団体からの推薦や公募による委員で組織される委員会の方法を選択した。また、地域の福祉に関する課題を洗い出すため、市民アンケートを実施した。			
施策に関する情報の公表	アンケート結果を集約してホームページで公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	アンケートは1,600以上の回答が得られ、地域福祉に関する課題の傾向が見えた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画の策定中のため、具体的に反映された例を列挙するのは難しいが、評価策定委員会にアンケート結果及び分析結果を提示しており、具体的計画の策定過程に反映される見込み。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和2年度に、現計画である第4次地域福祉計画を策定する際アンケートを実施しており、当時の評価策定委員会に諮り、現計画が策定されている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域福祉計画評価・策定委員会		
設置目的	地域福祉計画策定に当たり、広く市民の意見を反映するため		
審議会等を設置する根拠	周南市地域福祉計画評価・策定委員会設置要綱第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・地域福祉計画策定に係る基礎調査について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	否 傍聴者の定員及び決定方法の公表漏れ		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 1名、団体推薦 7名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	地域福祉に関する意識調査
アンケートの目的	第5次計画の策定にあたり、住民の生活実態や福祉施策に対する考え方、福祉ニーズ等の把握を行い、計画に反映させるため
募集期間	令和6年12月6日～令和7年2月7日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	市民、高校大学生は主に選択肢の設問式、関係機関、相談支援機関は自由記述方式で意見を募った。
回答方法	書類配布、郵送、インターネット
対象者	市民、高校大学生、関係機関、相談支援機関
回答数	1,682件 / 4,541件

## 6 地域包括支援センターの運営

福祉部 地域福祉課

施策の概要	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため。			
施策の開始年度	平成17年			
施策自体の根拠法令等	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策4（広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	会議を3回開催した。事前に資料を配付することで、当日の協議内容がスムーズに進み、意見や提言の発言しやすい会議となっている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和7年度地域包括支援センター運営方針について決定することができた。また、令和6年度地域包括支援センター事業評価の結果について検討することができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、開催し、地域包括支援センターの活動等の報告や評価を受け、機能強化に向けた検討を行っている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域包括支援センター運営協議会		
設置目的	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防支援業務の受託申請について</li> <li>・令和5年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について</li> <li>・令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書の作成について</li> <li>・地域包括支援センターの職員配置について</li> <li>・令和6年度地域包括支援センターの事業評価について</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）について</li> <li>・令和6年度周南市地域ケア会議（地域課題の共有と検討）</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 2名、保健・医療・福祉等の関係者 8名、関係行政機関の職員 1名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 7 健康づくりの推進 1

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	市民と関係団体、行政等が協働し、健康づくり、食育、自殺対策を一体的に推進することにより、「市民一人ひとりがいきいきと健康に暮らせるまち周南」の実現を目指す。			
施策の開始年度	平成15年度			
施策自体の根拠法令等	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 自殺対策基本法第13条第2項 第3次周南市健康づくり計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な立場から質問や意見をいただき、事業推進の参考とすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	带状疱疹ワクチンの接種について様々な機会を通じて周知して欲しいとの意見を得て、今年度の予防接種の周知啓発の取組に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、年2回会議を開催しているが、令和2年度・3年度は、コロナ禍にて感染拡大状況に応じて、書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市健康づくり推進協議会		
設置目的	全ての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる周南市の実現を図るため、市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づくりの推進を図る。		
審議会等を設置する根拠	周南市健康づくり推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度 健康づくり事業実績報告、令和6年度 健康づくり事業計画と推進、周南市健康づくり計画中間評価・見直しについての審議</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 健康づくり事業実績報告、令和7年度 健康づくり事業計画と推進、周南市健康づくり計画中間評価・見直しについての審議</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名、専門家 4名、団体推薦 5名、公募委員 4名、行政機関の職員 1名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 8 健康づくりの推進 2

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	市民と関係団体、行政等が協働し、健康づくり、食育、自殺対策を一体的に推進することにより、「市民一人ひとりがいきいきと健康に暮らせるまち周南」の実現を目指す。			
施策の開始年度	平成15年度			
施策自体の根拠法令等	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 自殺対策基本法第13条第2項 第3次周南市健康づくり計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な立場から質問や意見をいただき、事業推進の参考とすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	第3次周南市健康づくり計画中間評価・見直しの概要版について、読みやすい色彩やレイアウトにという意見を得て、反映した。また適切な配布先についても意見を得て反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和元年度は、第3次周南市健康づくり計画策定の意見聴取のため年2回会議を実施したが、令和2年度以降は、年1回実施している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	健康づくりをすすめよう委員会		
設置目的	誰もが健やかで、心豊かに活力ある社会の実現のために、市民とそれを支える地域社会全体が主体的に健康を増進する対策を推進していき、「市民一人ひとりがいきいきと健康に暮らせるまち周南」を実現するために、市民、地域社会、関係団体、職域、学校及び行政が一体となって、健康づくりの取組を推進する。		
審議会等を設置する根拠	健康づくりをすすめよう委員会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直しについての審議（市の状況、中間評価）</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直しについての審議（計画の目標と取組、意見交換）</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直しについての審議（現在の進捗状況、概要版、今後の周南市健康づくり計画）</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	20名		
委員の構成	学識経験者 1名、専門家 4名、団体推薦 7名、公募委員 4名、行政機関の職員 4名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 9 周南市の健康や食生活に関するアンケート調査

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直しのため、「周南市の健康や食生活に関するアンケート調査」を実施する。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策自体の根拠法令等	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 自殺対策基本法第13条第2項 第3次周南市健康づくり計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	「第3次周南市健康づくり計画」中間評価・見直しにあたり、評価指標・目標値の達成状況やニーズを調査し施策に反映するため、アンケート調査の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	「第3次周南市健康づくり計画」の中間評価の基礎資料となり、今後の施策の展開につながる回答が得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	アンケート調査の結果をもとに、「第3次周南市健康づくり計画」の中間評価・見直しを実施した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和元年度にアンケート調査を実施し、市民の現状や課題を調査したうえで「第3次周南市健康づくり計画」を策定した。			

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	周南市の健康や食生活に関するアンケート調査
アンケートの目的	令和2年3月に策定された「第3次周南市健康づくり計画」の見直し結果を踏まえた「周南市健康づくり計画中間評価・見直し版」を策定するため。
募集期間	令和6年6月11日～令和6年6月24日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	調査票による回答（20歳以上の市民：52問の設問式及び自由記述式、小中学生：15問の設問式、年長児：10問の設問式）
回答方法	郵送配布、郵送・Web回収
対象者	20歳以上の市民、中学生、小学生、年長児（2,070人）
回答数	862件 / 2,070件

## 10 第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直し（素案）

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	第3次周南市健康づくり計画の中間評価・見直し（素案）について、パブリック・コメントを実施し、広く市民から意見を募集する。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策自体の根拠法令等	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 自殺対策基本法第13条第2項 第3次周南市健康づくり計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページへの掲載 情報公開窓口への備付け SNSへの掲載 健康づくり推進課、支所の窓口への備付け			
市民参画を実施した評価や課題を入力	実施時に、窓口への備え付けやSNSへの掲載を行ったが、意見の提出がなかったため、今後は、市広報紙への掲載も検討する。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	意見の提出がなかったため、反映はしていない。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和元年度の策定時に、第3次周南市健康づくり計画（素案）のパブリック・コメントを実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市健康づくり計画 中間評価・見直し（案）
実施について	
意見提出期間	令和7年1月7日～令和7年2月7日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、SNSへの掲載、健康づくり推進課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、健康づくり推進課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 0名、提出意見 0件
意見の検討結果	-

## 1.1 周南市歯周病予防啓発

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	歯周病が全身に及ぼす影響などを通じて市民の口腔衛生意識の向上を図ることを目的に周南公立大学や歯科医師会、医師会等と連携してシンポジウムを実施する。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策自体の根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第7条 周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例第9条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策4（広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	シンポジウム	
市民参画の方法を選択した理由	専門家や学生等、様々な立場から最新の知見や情報を提供することで市民の口腔衛生意識の向上を図るため、シンポジウムの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、掲示場への掲示、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、チラシの配布			
市民参画を実施した評価や課題を入力	歯周病のリスクや若いうちからの予防策について、専門家や学生の立場から伝えることで、正しい知識の習得や適切な口腔ケアの意識づけができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	学生や歯科医師会による市民向けの歯周病予防啓発動画の作成に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和6年度に実施した施策であるため、令和5年度以前は市民参画を実施していない。			

◎その他（シンポジウム）

名称	周南市歯周病予防啓発シンポジウム
目的	歯周病が全身に及ぼす影響などを例に市民の口腔衛生意識の向上を図る。
対象者	指定なし
参画方法	シンポジウムへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、掲示場への掲示、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、チラシ配布
実績	136人の参加があり、歯周病のリスクや若いうちからの予防策について専門家や学生の立場から伝えることができた。

## 12 周南市子ども計画の策定

こども未来部 あんしん子育て推進課

施策の概要	令和6年度に第2期周南市子ども・子育て支援事業計画が計画期間の最終年度を迎えることから、同計画の進捗状況や社会環境の変化、本市のこども・若者や子育てを取り巻く状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を一層効果的・総合的に推進するため、計画を作成する。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	こども基本法第10条 子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法第8条 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条 子ども・若者育成支援推進法第9条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメント及びニーズ調査のためのアンケートの方法を選択した。</li> <li>・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和6年度からこども・若者世代を新たに委員に追加し、当事者の意見を反映できる体制を整えた。各委員からの多様な意見の他、今後のこども施策を展開する上で貴重な意見を得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	「昨年より始まった第二子以降の保育料の無償化について、計画に記載されないのか」という意見を得て、計画へ追加した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	当事者の生の声を聴き、より効果的な事業を検討するため、若者世代を対象としたワークショップを開催した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市こども計画
実施について	
意見提出期間	令和7年1月21日～令和7年2月20日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	否 期間算定の解釈に誤りがあったため。
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの放映、掲示場への掲示、情報公開窓口への備付け、マスコミ投込、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 2名、提出意見 14件
意見の検討結果	修正なし

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市こども育成支援対策審議会		
設置目的	次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をするため。 (1) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市町村こども計画に関する事項 (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (3) その他こども・子育て支援施策に関する事項		
審議会等を設置する根拠	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項		
会議開催回数	4回		
会議の議題	[第1回] ・「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗について ・次期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定について [第2回] ・調査報告 ・周南市こども計画の骨子（案）について [第3回] ・周南市こども計画素案について ・特定教育・保育施設の利用定員の変更について [第4回] ・周南市こども計画について ・特定教育・保育施設の利用定員の変更について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 3名、団体推薦 6名、公募委員 5名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート①）

アンケートのテーマ	周南市こども計画策定に係る子どもの生活状況に関するアンケート
アンケートの目的	「周南市こども計画」の策定にあたり、子育て世帯の経済状況、生活環境、それらが子どもに与える影響や支援ニーズを把握し、計画策定の参考とするため
募集期間	令和6年7月3日～令和6年7月26日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	設問式
回答方法	学校への提出、郵送、Web 回答フォーム
対象者	周南市内に所在する小学校、中学校に在籍している小学5年生、中学2年生の児童・生徒並びにその保護者
回答数	2, 437件 / 4, 416件

◎その他（アンケート②）

アンケートのテーマ	周南市こども計画策定に係る、子どもと若者の生活・意識に関するアンケート
アンケートの目的	「周南市こども計画」の策定にあたり、子どもと若者についての生活や意識の把握し、計画策定の参考とするため。
募集期間	令和6年7月1日～令和6年8月13日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	設問式及び自由記述式による意見募集
回答方法	郵送、Web 回答フォーム
対象者	16歳から30歳までの周南市民
回答数	425件 / 2, 000件

◎その他（アンケート③）

アンケートのテーマ	こども計画こどもパブコメ（周南市こども計画策定に係るアンケート）
アンケートの目的	「周南市こども計画」の策定にあたり、計画の対象の子ども・若者からの意見を募集し、こども施策をより実効性の高いものにするるとともに、こどもの社会参画の促進を図るため。
募集期間	令和7年2月12日～令和7年2月26日
公表方法	審議会において、実施結果についての説明を実施
実施の詳細	設問式及び自由記述式による意見募集
回答方法	Web 回答フォーム
対象者	高校生年代までの子ども・若者
回答数	430件

### 1.3 ごみ対策の推進

環境生活部 リサイクル推進課

施策の概要	環境にやさしく快適なまちとするため、ごみの発生・排出削減、再資源化、適正処理を進め、循環型社会を形成していく			
施策の開始年度	平成15年度			
施策自体の根拠法令等	循環型社会形成推進基本法 第32条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条 周南市一般廃棄物処理基本計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。</li> <li>・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。</li> <li>・市民の意識を調査し施策に反映するため、市民アンケートの方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。</li> <li>・市民参画の実施に合わせて公表した。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	・市民アンケートは43.9%の回答率であり、ごみに関する市民の意識等を分析する基礎資料とすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	・パブコメ、審議会、アンケートにおいて、多くの意見をいただき、事業推進及び計画策定の参考とすることができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年、年2～3回程度の審議会を開催し、意見を事業に反映している。			

### ◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
実施について	
意見提出期間	令和6年12月10日～令和7年1月10日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 26件
意見の検討結果	意見を反映して、用語解説や図表番号を追記するほか、本文中の項目番号と施策番号を関連付けした表記とし、内容に理解が深まるよう修正を行った。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市ごみ対策推進審議会		
設置目的	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関して審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 周南市ごみ対策推進審議会規則		
会議開催回数	4回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周南市のごみ排出量（令和5年度実績値）について</li> <li>・第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</li> </ul> <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果及びそれについての市の考え方について</li> <li>・第3次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</li> <li>・令和7年度一般廃棄物処理実施計画（案）について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%未満
全委員数	18名		
委員の構成	学識経験者 2名、団体推薦 13名、関係行政機関 1名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	※公募の際に委員定数に対する公募委員の枠が20%未満の理由 専門的な知見を持つ幅広い分野の方々からの意見が必要であるため		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	ごみに関するアンケート調査
アンケートの目的	第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基礎資料として活用
募集期間	令和6年7月3日～令和6年7月31日
公表方法	対象者に書類を郵送
実施の詳細	選択式及び記述式の回答様式によって、意見を聴取し、ごみに対する市民の意識を把握することに努めた。
回答方法	書面持参、郵便
対象者	無作為抽出した18歳以上の市民2,655人
回答数	1,165件 / 2,655件

## 14 第四次子ども読書推進計画の策定

教育部 中央図書館

施策の概要	子どもの読書活動を推進していくことを目的に第四次子ども読書活動推進計画を策定する。			
施策の開始年度	平成20年度			
施策自体の根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を求めるため審議会等の方法及びパブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会及びパブリック・コメントでの意見により、市民により伝わり易い表現方法に改める事が出来た。パブリック・コメントは、特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画目標値の設定根拠が判り難いとの意見を受け、前計画の課題を基に次期計画の方策を定め、目標値を立てる等判り易い表現とした。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	計画策定に際し、毎回、審議会等に諮問し答申を受けている。			

## ◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第四次子ども読書推進計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和7年1月21日～令和7年2月21日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、市内図書館への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、市内図書館への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 19件
意見の検討結果	計画目標値の設定根拠が判り難いという意見を反映させた。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	第四次周南市子ども読書活動推進計画策定委員会		
設置目的	周南市子ども読書活動推進計画の策定に当たり、広く市民の意見を反映することを目的に、周南市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置する。		
審議会等を設置する根拠	子どもの読書活動の推進に関する法律 第9条第2項 周南市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・計画(案)についての審議 [第2回会議] ・計画(案)についての審議		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 1名、団体推薦 7名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	読書についてのアンケート調査
アンケートの目的	子ども及び保護者の読書活動の現状を把握するため。
募集期間	令和6年6月18日～令和6年7月12日
公表方法	市内全小・中・高等学校及び市立幼稚園・保育園への通知、第四次子ども読書活動推進計画への掲載
実施の詳細	手軽に回答出来るよう Web 方式による回答方法とした。
回答方法	LoGo フォームによる Web 回答
対象者	1. 市立小学校の児童(4年生)及び当該児童の保護者 2. 市立中学校の生徒(2年生)及び当該生徒の保護者 3. 市内県立高等学校の生徒(2年生) 4. 市立保育園、幼稚園及び認定こども園の園児(年長児)の保護者
回答数	2, 878件 / 5, 141件

## 15 図書館の管理及び運営

教育部 中央図書館

施策の概要	市民の教育と文化の発展に寄与することを目的に図書館の管理及び運営を行う。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	図書館法 第14条、第15条 図書館法施行規則 第12条 周南市立図書館条例 第8条 周南市立図書館協議会運営規則			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	-			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	-			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、計画どおり協議会を開催し、館運営に対する意見を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市立図書館協議会		
設置目的	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる		
審議会等を設置する根拠	図書館法 第14条、第15条 図書館法施行規則 第12条 周南市立図書館条例 第8条 周南市立図書館協議会運営規則		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] 1. 委員長、副委員長互選、2. 令和5年度図書館事業報告及び令和6年度図書館基本方針・各館行事計画、3. 第三次周南市子供読書活動推進計画進捗状況報告（令和5年度）、4. 第四次周南市子ども読書活動推進計画の策定及び策定委員の推薦について、5. 中央図書館空調設備改修工事について、6. 意見交換、7. その他 [第2回会議] 1. 第四次周南市子ども読書活動推進計画について、2. 意見交換、3. その他		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者 1名、関係団体 8名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 16 第3期周南市教育大綱の策定

教育部 教育政策課

施策の概要	本市の教育の指針となるものとして市長が策定。教育基本法第17条第2項に定める「周南市教育振興基本計画」としても位置付け。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。 多様な市民の意見を得て施策に反映するため、アンケートの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントは特定の市民からの意見しかなく、広く意見をいただいたといえるものではなかった。アンケートについては、児童生徒からの回答は9割以上で、非常に参考になった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	様々な意見を得て、今後5年間の教育における推進施策に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和元年度にも教育大綱の改訂があり、パブリック・コメントを行い、意見を募集したうえで策定した。			

## ◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3期周南市教育大綱（素案）
実施について	
意見提出期間	令和6年12月27日～令和7年1月27日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、教育政策課及び支所の窓口への備付け、議会への情報提供
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、育政策課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 2名、提出意見 11件
意見の検討結果	計画中の元号と西暦が混在しているとの意見について、一部を除き、併記に統一し反映させた。

## ◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	第3期教育大綱の策定にかかるアンケート調査
アンケートの目的	第3期となる周南市教育大綱の改訂において、児童・生徒・住民の意見を反映するため。
募集期間	令和6年4月10日～令和6年5月31日
公表方法	対象者に書類を郵送
実施の詳細	設問及び自由記述式による調査を行い、教育に対する児童・生徒・一般市民の考えや思いを聴取した。
回答方法	書面持参、郵便、Google Form
対象者	市内小学校の5年生、市内中学校の2年生、市民
回答数	2, 699件 / 4, 162件

## 17 次期中心市街地活性化基本計画の策定

産業振興部 中心市街地活性化推進課

施策の概要	中心市街地の都市機能の増進や経済活力の向上を目的として策定する。また、再開発事業によって生まれた賑わいが一過性のものにならないよう、官民一体となって引き続き目標達成に向けて取り組む必要があることから、次期計画の策定が必要である。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	中心市街地活性化の推進に関する法律			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	中心市街地に対する市民のニーズや満足度、意見などを伺い、2期計画の検証及び次期計画策定の基礎資料とするため、アンケートの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。 また、集計結果はホームページに公表し、現在も掲載している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	中心市街地内外の幅広い年代から意見を集めることができた。アンケートで得られた市民のニーズや意見等を、次期計画に組み込むことが今後の課題である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	まだ施策の検討段階であるため、反映はしていない。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和5年度に同様のアンケートは行っていないが、「徳山駅前商店街『一番街』の未来を考えるワークショップ」を実施した。			

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	周南市の中心市街地に関するアンケート調査
アンケートの目的	中心市街地に対する市民のニーズや満足度、意見などを伺い、2期計画の検証及び次期計画策定の基礎資料とするため
募集期間	令和6年5月20日～令和6年6月20日
公表方法	市ホームページ
実施の詳細	設問式と自由記述式を織り交ぜ、中心市街地に対する市民の具体的な考えや思いを聴取した。
回答方法	郵送、Web（QRコード読み取りによる）
対象者	15歳以上の周南市民 2,000人（中心市街地区域内 500人、区域外 1,500人）
回答数	737件 / 2,000件

## 18 道の駅ソレーネ周南リニューアル基本計画の策定

産業振興部 農業振興課

施策の概要	子どもから高齢者まで、誰もが楽しく・快適に・健康的に過ごせる「道の駅パーク」の実現に向けて、リニューアル基本計画を策定する。		
施策の開始年度	令和5年度		
施策自体の根拠法令等	まちづくり総合計画		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策5（広く市民が利用する、事業費がおおむね10億円以上の大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更）		
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	- 審議会等
	<input type="radio"/>	市民説明会	- ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメント、市民説明会、アンケートなど、多様な方法で実施した。		
施策に関する情報の公表	ホームページでの公表、市広報での情報発信やアンケートの実施、関係地区における回覧など		
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは、6名の方から43件の意見をいただいた。また、広報によるアンケートでは、389人の方から回答があった。（歴代最高数）		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	導入機能に関する意見を得て、その一部を基本計画に反映した。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	なし		

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市道の駅ソレーネ周南リニューアル基本計画（素案）
実施について	
意見提出期間	令和6年10月25日～令和6年11月25日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、農業振興課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 6名、提出意見 43件
意見の検討結果	導入機能に関する意見について、その一部を計画に反映した。

### ◎市民説明会の詳細

集会の名称	道の駅ソレーネ周南の機能拡充（パーク化）に向けた説明会
議題（テーマ）	道の駅ソレーネ周南の機能拡充（パーク化）に向けた市の考え方
参加対象者	西部3地区住民
令和6年度の開催回数	3回
開催場所	湯野・戸田・夜市
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅延なし
公表方法	地区内回覧
公表の適否	否 特定の地区の方を対象とした説明会のため、全体的な周知は行っていない。
開催後の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	地区内回覧
公表の適否	否 特定の地区の方を対象とした説明会のため、全体的な周知は行っていない
参加人数合計	26名

### ◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	道の駅ソレーネ周南のリニューアルについてのアンケート
アンケートの目的	道の駅ソレーネ周南のリニューアルについて、導入してほしい機能等の市民の意識を調査し、基本計画策定の参考とするため。
募集期間	令和6年5月22日～令和6年6月30日
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載
実施の詳細	設問式及び自由記述により、意見募集を行った。
回答方法	書面持参、郵送、市ホームページ応募フォーム、メール、提言箱への投函
対象者	指定なし
回答数	389件

## 19 周南市立地適正化計画の変更、進捗管理

都市整備部 都市政策課

施策の概要	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するコンパクトシティの実現に向けた計画の策定、進捗管理を行う。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	都市再生特別措置法第81条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。また、専門家、関係団体、市民などの意見を得て、計画、施策に反映するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	協議会では議案に対して多数の質問、意見をいただき、計画変更に向けて有意義な会議となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	次回改定に関する提案であったため、今回の改定では計画内容には反映していない。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	例年、計画、施策の進捗状況について報告している。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市立地適正化計画（改定素案）
実施について	
意見提出期間	令和6年5月1日～令和6年6月3日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	
公表方法	
公表の適否	否 意見提出がなかったため、公表をしなかった
意見の提出状況	提出者 0名、提出意見 0件
意見の検討結果	-

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市再生推進協議会		
設置目的	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、立地適正化計画の策定及び推進を目的とする。		
審議会等を設置する根拠	周南市都市再生推進協議会設置要綱		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第18回会議] ・周南市立地適正化計画の改定案について ・周南市立地適正化計画の進捗状況について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	16名		
委員の構成	学識経験者 3名、関係団体の代表者 10名、地域団体 2名（公募枠数に応募者数が満たないため）、公募委員 1名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 20 周南都市計画の変更

都市整備部 都市政策課

施策の概要	周南市における都市づくりのビジョンを確立し、都市生活などを支える諸施設の計画等の整備方針を定める。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	都市計画法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	・都市計画法に基づくため審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	・審議会の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	・審議会では議案に対する質問があり、参加者の理解が深まった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	・審議会については、議案に賛同されたので特になし。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	・必要に応じて、都市計画に関し審議会に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市計画審議会		
設置目的	本市が定める都市計画および都市計画について本市が県知事に提出する意見などに関して必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	都市計画法第77条の2第1項 周南市都市計画審議会条例		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第39回会議] ・周南市立地適正化計画の改定について [第40回会議] ・周南市立地適正化計画の改定について ・周南都市計画公園の変更について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	18名		
委員の構成	学識経験者 6名、市議会議員 5名、関係行政機関の職員 3名、本市の市民（公募以外） 3名（公募枠数に応募者数が満たないため）、公募委員 1名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 2 1 第3次周南市地域づくり推進計画の策定

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	本計画は、本市のマスタープランである「第3次周南市まちづくり総合計画」に基づき、持続可能な地域づくりを推進するうえでの指針となるアクションプランとして策定するもの。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	第3次 周南市まちづくり総合計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	ヒヤリング	
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を施策に反映するため、様々な市民参画の方法を取り入れた。			
施策に関する情報の公表	用いた方法毎に、市ホームページ、市広報紙など、市民参画の実施に合わせて適宜公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	ヒヤリングの方法は、ステークホルダーとの対面による実施であり、市民の市政に対する意見や思いを直接聞くことができ、施策へ反映する際に大いに参考になった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域団体においては、担い手不足が共通の問題であり、新たな担い手の発掘・育成・確保に向けた取り組みを重要課題として施策に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	全計画となる第2次周南市地域づくり推進計画の進捗状況について、毎年度、周南市地域づくり推進協議会からの評価を受け、計画の進捗状況及び各施策に対する評価結果を公表している。			

## ◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市地域づくり推進計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和7年2月14日～令和7年3月17日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、地域づくり推進課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、地域づくり推進課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 3件
意見の検討結果	アンケート結果に対する「アンケートの方法」「回答率」を記載。また、アンケート結果については「グラフ」を用いて内容把握が容易になるように記載を改めた。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域づくり推進協議会		
設置目的	市民と行政の協働による取組や市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取組を拡大し、地域の価値を創出する共創の地域づくりを実現するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域づくり推進協議会設置要綱		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長選出、委員の役割及び年間スケジュールの確認、第2次周南市地域づくり推進計画の実施状況について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次周南市地域づくり推進計画の実施状況に対する評価について</li> </ul> <p>[第3回]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市地域づくり推進計画（案）について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名、団体推薦 11名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

### ◎その他（ヒヤリング）

名称	地域づくりの推進に係るヒヤリング調査
目的	第3次周南市地域づくり推進計画の策定に向けて
対象者	地域づくりに関わる地域団体（地区コミュニティ組織、専門家、NPO、企業・事業所、学校関係、中間支援組織）等
参画方法	ヒヤリング
公表の方法	個別にアポイントを行った
実績	36団体に対しヒヤリングを実施し、ヒヤリング結果を計画策定の参考とした。

## 2.2 第2期スポーツ推進計画の策定

文化スポーツ観光部 スポーツ振興課

施策の概要	誰もがいつまでも、様々な形でスポーツ活動に親しむことが出来るまちづくりを目指し、第2期スポーツ推進計画を策定する。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	スポーツ基本法第10条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、アンケートやパブリック・コメントの方法を選択した。</li> <li>・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	ホームページや情報公開窓口、市広報により公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施により、幅広い年代から様々な意見を集めることが出来た。</li> <li>・計画策定委員会において、委員から忌憚のない意見を得ることができた。</li> <li>・パブリック・コメントでは、意見された市民は1名にとどまり、市民の総意を確認するには至らなかった。</li> </ul>			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画内容の表現や、記述不足等についての指摘を踏まえ、具体的な記述に変更し、より分かりやすい表現とすることができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和3年度に、アンケート調査により市民の意識を調査した後に、パブリック・コメントを実施し、スポーツ推進計画（改訂版）を策定した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第2期スポーツ推進計画
実施について	
意見提出期間	令和7年1月10日～令和7年2月10日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、スポーツ振興課及び支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 27件
意見の検討結果	より詳細な記述や資料の追加が必要との指摘を反映し、更に分かりやすい内容に修正した。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	スポーツ推進計画策定委員会		
設置目的	本市におけるスポーツの推進に関する施策を体系的に、かつ、計画的に推進するため、周南市スポーツ推進計画策定委員会を設置する。		
審議会等を設置する根拠	周南市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画素案についての審議</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画修正案についての審議</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画修正案についての審議</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 1名、団体推薦 7名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	周南市文化芸術復興プラン策定・周南市スポーツ推進計画改訂に関するアンケート
アンケートの目的	今後の周南市の文化振興、スポーツ振興に関する施策の参考にするため
募集期間	令和6年4月19日～令和6年5月10日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	①無作為抽出の市民3,500人にアンケート用紙を送付。 ②市内の小学5年生・中学2年生・高校2年生に学校経由で調査を依頼。
回答方法	郵便、Web（グーグルフォームを活用）
対象者	①世代別は無作為抽出した市民3,500人 ②市内小学校27校の5年生 1,011人 市内中学校14校の2年生 1,103人 市内の高校 7校の2年生 1,113人
回答数	①1,404件 / 3,500件 ②1,847件 / 3,227件

## 23 第4期周南市観光ビジョンの策定

文化スポーツ観光部 観光振興課

施策の概要	第3次周南市まちづくり総合計画の基本施策「観光・交流分野の推進」における個別計画として、本市の観光の目指す姿を実現するために取り組むべき施策を整理した指針として策定する。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは10件の意見を得ることができたが、1人から提出されたもので幅広く意見を伺うには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	年代表記の統一や注釈の追記などの意見を得たので施策に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	第3期観光ビジョン策定時の令和元年度にパブリック・コメントを実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第4期周南市観光ビジョン（素案）
実施について	
意見提出期間	令和7年1月29日～令和7年2月28日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 10件
意見の検討結果	年代表記の統一や注釈の追記などの意見を施策に反映した。

## 2 4 周南市文化芸術振興プランの策定

文化スポーツ観光部 文化振興課

施策の概要	国の文化芸術基本法に基づく「文化芸術推進基本計画(第2期R5～R9)」及び「障害者文化芸術推進法」や県の「やまぐち文化芸術振興プラン」、「周南市まちづくり総合計画」に基づく、新たな文化芸術振興プランを策定する。			
施策の開始年度	令和7年度			
施策自体の根拠法令等	文化芸術基本法第7条の2			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1(市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更)			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、アンケートやパブリック・コメントの方法を選択した。</li> <li>・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	・ホームページや情報公開窓口、市広報により公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施により、幅広い年代から様々な意見を集めることが出来た。</li> <li>・策定委員会では、委員の方から忌憚のない意見を得ることができた。</li> <li>・市民により伝わり易い表現方法に改める事が出来た。</li> </ul>			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	現状と問題点について、より具体的にわかりやすい表現方法にとの指摘を踏まえ、具体的な記述に変更し、より分かりやすい表現とすることができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	なし			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市文化芸術振興プラン
実施について	
意見提出期間	令和6年12月16日～令和7年1月31日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 0名、提出意見 0件
意見の検討結果	-

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市文化芸術振興プラン策定委員会		
設置目的	周南市文化芸術振興プランの策定に当たり、広く市民の意見を反映することを目的として、周南市文化芸術振興プラン策定委員会を設置する。		
審議会等を設置する根拠	周南市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	[第1回会議] ・本市の文化振興について [第2回会議] ・プランの素案について [第3回会議] ・プランの素案について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%未満
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 2名、団体推薦 6名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	周南市文化芸術復興プラン策定・周南市スポーツ推進計画改訂に関するアンケート
アンケートの目的	今後の周南市の文化振興、スポーツ振興に関する施策の参考にするため
募集期間	令和6年4月19日～令和6年5月10日
公表方法	ホームページへの掲載
実施の詳細	①無作為抽出の市民3,500人にアンケート用紙を送付。 ②市内の小学5年生・中学2年生・高校2年生に学校経由で調査を依頼。
回答方法	郵便、Web（グーグルフォームを活用）
対象者	①世代別は無作為抽出した市民3,500人 ②市内小学校27校の5年生 1,011人 市内中学校14校の2年生 1,103人 市内の高校 7校の2年生 1,113人
回答数	①1,404 / 3,500件 ②1,847 / 3,227件

## 25 第4次周南市行財政改革大綱、行財政改革プランの進行管理、行政経営プラン策定

財政部 財政課

施策の概要	行財政改革大綱に基づく行財政改革を積極的に進めるため、「行財政改革プラン」に掲げる57項目の進行管理を実施する。 また、行政経営についての基本方針やアクションプランを策定する。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	第4次行財政改革大綱・行財政改革プラン			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、各種団体等の構成員、市民など様々な見地から幅広く意見を聴取し、合意形成を図るため。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	行財政改革から行政経営へという転換期であり、転換に関する市の考え方がうまく伝わらず、多様な意見の収集に苦慮した。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	行政経営の考え方の整理や行政経営プランの策定において意見を伺い、全体の構成や用語など様々な意見を計画等に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	5年に1度の行財政改革大綱策定の際に、適宜周南市行政改革審議会を開催し、必要な助言等を受けた。 また、毎年度、行財政改革大綱の進捗状況等についての審議・助言等を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市行政改革審議会		
設置目的	周南市行政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例		
会議開催回数	5回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付について</li> <li>・会長及び副会長の選出について</li> <li>・行財政改革に関する取組について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革に関する取組について</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革に関する取組について</li> <li>・第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの実施状況</li> </ul> <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政経営プランの策定について</li> </ul> <p>[第5回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政経営プランの策定について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者 2名、企業関係者 1名、団体等構成員 4名、有識者（行政経験者） 2名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 26 空き家対策に関する施策

建設部 住宅課

施策の概要	管理不全空家等や特定空家等の判定、措置、その他空家等に関する必要な事項を審議する。		
施策の開始年度	平成28年度		
施策自体の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	<p>専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を求めるため審議会等の方法を選択した。</p> <p>周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項に基づくもの</p>		
施策に関する情報の公表	市ホームページ、情報公開窓口にて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	専門家、学識経験者、市民などの意見を参考に今後の対策を検討することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	得られた意見を空き家の所有者に提案した。（具体的な内容は個人の権利利益を害する恐れがあるため非公開）		
令和5年度までの市民参画の実施状況	平成28年度から必要に応じ、特定空家等の判定、勧告、命令等に関し審議会等に諮問し答申を受けている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市空家等審議会		
設置目的	管理不全空家等や特定空家等の判定、措置、その他空家等に関する必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から諮問を受けた、管理不全空家等の指定についての審議</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空家等の勧告についての報告および周南市空家等対策計画（案）についての審議</li> </ul>		
会議の公開状況	<p>全部の会議を非公開</p> <p>不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合</p>		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	6名		
委員の構成	学識経験者 4名、団体推薦 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	<p>※委員の公募を行わない理由</p> <p>行政処分に関する審議等を行うため</p>		

## 2.7 空家等対策計画の策定（変更）

建設部 住宅課

施策の概要	空家法の改正や社会経済情勢の変化に対応するため計画を策定（変更）する。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策自体の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。</li> <li>・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会の方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	市ホームページ、情報公開窓口にて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは21件の意見が出されたが、提出人数は2人であり、市民の総意と考えるには多いとは言えないため、広く周知ができるように改善していく必要がある。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	全面的に改定する旨の追記、図表に関する項数の追記、用語集に掲載する用語の精査を行った。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	改定前の計画を平成28年度に策定した際にパブリック・コメントや審議会からの意見聴取を実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市空家等対策計画の策定（変更）
実施について	
意見提出期間	令和6年11月1日～令和6年12月2日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、SNSへの掲載、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 2名、提出意見 21件
意見の検討結果	全面的に改定する旨の追記、図表に関する項数の追記、用語集に掲載する用語の精査を行った。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市空家等審議会		
設置目的	管理不全空家等や特定空家等の判定、措置、その他空家等に関する必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から諮問を受けた、管理不全空家等の指定についての審議</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空家等の勧告についての報告および周南市空家等対策計画（案）についての審議</li> </ul>		
会議の公開状況	<p>全部の会議を非公開</p> <p>不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合</p>		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	6名		
委員の構成	学識経験者 4名、団体推薦 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	<p>※委員の公募を行わない理由</p> <p>行政処分に関する審議等を行うため</p>		

周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策（市民参画の実施が任意の施策）

頁	施策名称	市民参画の方法
84	1. スマートシティの推進 担当課：スマートシティ推進課	審議会等 その他（シンポジウム）
88	2. 地域密着型サービス等事業の運営の適正化 担当課：指導監査課	審議会等
90	3. 周南市障害者計画の進捗状況の把握と進行管理、周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の達成状況の点検と評価 担当課：障害者支援課	審議会等
92	4. 人権施策の推進 担当課：人権推進課	審議会等
94	5. 男女共同参画の推進 担当課：人権推進課	パブリック・コメント 審議会等
97	6. 隣保館の運営 担当課：人権推進課	審議会等
99	7. ごみのないきれいなまちづくりの推進 担当課：環境政策課	その他（ポスターの募集）
101	8. 環境基本計画の推進 担当課：環境政策課	パブリック・コメント 審議会等
104	9. 野犬等対策の推進 担当課：環境政策課	その他（検討会） その他（ポスターの募集）
106	10. 社会教育の奨励 担当課：生涯学習課	審議会等
108	11. 周南市大田原自然の家の管理運営 担当課：生涯学習課	審議会等
110	12. 周南市青少年育成センターの運営 担当課：生涯学習課	審議会等
112	13. 周南市二十歳の記念式典の企画及び運営 担当課：生涯学習課	その他（実行委員会）
114	14. 人権教育の推進 担当課：人権教育課	審議会等
116	15. コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会） 担当課：学校教育課	審議会等
119	16. 地域とともにある学校づくりの推進 担当課：学校教育課	審議会等
121	17. 学校部活動の円滑な地域移行の推進 担当課：学校教育課	審議会等

頁	施策名称	市民参画の方法
123	18. 学校給食センターの運営 担当課：学校給食課	審議会等
125	19. 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査 担当課：法務コンプライアンス課	審議会等
127	20. 周南市地方卸売市場水産物市場の運営 担当課：水産振興課（水産物市場）	審議会等
129	21. 周南市地方卸売市場の運営 担当課：農業振興課（地方卸売市場）	審議会等
131	22. 地産地消の促進 担当課：農業振興課	審議会等
133	23. 周南市市民ライター制度 担当課：移住交流推進課	その他（市民ライター制度）
135	24. 市民参画の推進 担当課：地域づくり推進課	審議会等
137	25. 地域づくりの推進 担当課：地域づくり推進課	審議会等
139	26. 地域創発事業の補助対象事業の審査及び採択事業に対する評価・助言 担当課：地域づくり推進課	審議会等
141	27. 国際交流サロン・フェスタの開催 担当課：観光振興課	その他（運営委員会）
143	28. 鹿野観光交流拠点施設整備事業 担当課：観光振興課	市民説明会
全 28施策		パブリック・コメント 2件 市民説明会 1件 ワークショップ 0件 審議会等 22件 その他 7件

# 1 スマートシティの推進

## 企画部 スマートシティ推進課

施策の概要	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、先端技術、ビッグデータ等を活用した取組の具体化を進めると共に、スマートシティに対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るなどスマートシティを総合的に推進する。			
施策の開始年度	令和2年度			
施策自体の根拠法令等	第3次周南市まちづくり総合計画前期基本計画 周南市まちづくり総合計画実施計画 周南市スマートシティ構想			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 企業や教育研究機関、住民等と連携しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造につながる先端技術、ビッグデータ等を活用した取組を進めるため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	シンポジウム	
市民参画の方法を選択した理由	<p>【審議会等】 有識者や関係団体に属する者、市民等多様な立場からの意見を聴取するため、審議会等の方法を選択した。</p> <p>【その他（シンポジウム）】 先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るため、シンポジウムという方法を選択した。</p>			
施策に関する情報の公表	ホームページ、情報公開窓口、チラシを作成し地区住民や関係者へ配布、市広報、SNS、記者へ情報提供、テレビのデータ放送等市民参画の実施に合わせ、適宜活用した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	シンポジウムのアンケートでは回答者の約9割がスマートシティに対する理解が深まった・やや深まったと回答しており、意識の醸成に寄与した。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和3年度から住民起点の課題解決を掲げ、ワークショップ等を通して、解決アイデアを具体化、実証等につなげている。			

<p>令和5年度までの市民参画の実施状況</p>	<p>(令和2年度) 周南市スマートシティ構想の策定に向け、スマートシティに関するアイデアを募集したほか、構想案に対してパブリック・コメントを実施した。</p> <p>(令和3年度) モデル地区において、課題抽出・解決策検討のためのワークショップを2回開催、解決策具体化のためのアンケート調査を1回実施、協議会を3回実施した。</p> <p>(令和4年度) モデル地区において、令和3年度までに抽出した課題・ニーズの検証や気運の醸成のための協働プログラムを全3回開催した。協議会を3回実施した。</p> <p>(令和5年度) モデル地区において、抽出した課題をもとに事業を行うための方法として、モデル地区でのアイデア発掘会議と市内での滞在型調査を実施した。協議会を3回実施した。</p>
--------------------------	---

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市スマートシティ推進協議会		
設置目的	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、I o T、A I、ロボット等の先端技術、ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に推進することを目的として設置		
審議会等を設置する根拠	周南市スマートシティ推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第10回会議]</p> <p>(1) 今年度のモデル地区での取組について</p> <p>(2) 今年度の市の取組について</p> <p>(3) 地理空間情報利用推進事業について</p> <p>(4) ごみ拾い SNS とごみ分布状況の可視化の活用について</p> <p>(5) 窓口業務改革について</p> <p>[第11回会議]</p> <p>(1) 今年度事業（モデル地区）の進捗について</p> <p>(2) 今年度事業（モデル地区以外）の進捗について</p> <p>[第12回会議]</p> <p>(1) 今年度の取組について</p> <p>(2) 次年度の取組の方向性について</p>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	8名		
委員の構成	学識経験者 3名、関係団体代表者 3名、地域団体代表者 2名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※委員の公募を行わない理由 関係するコミュニティの代表者を委員に選任しているため。		

◎その他（シンポジウム）

名称	周南市スマートシティ推進シンポジウム
目的	先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るため。
対象者	周南市民、周南市内に通勤・通学している方、スマートシティに興味のある方
参画方法	シンポジウムへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNS への掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、その他の方法（チラシの配布、ポスターの掲示、テレビのデータ放送）
実績	会場参加者 55 名、オンライン視聴者 42 名 ※オンライン視聴者は特定不可能なため、申込者全員が視聴したものとしている。

## 2 地域密着型サービス等事業の運営の適正化

福祉部 指導監査課

施策の概要	<p>地域密着型サービス及び介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、以下の事項について協議する。</p> <p>(1) 地域密着型サービス等事業者の指定に関すること</p> <p>(2) 地域密着型サービス等事業者の指定基準に関すること</p> <p>(3) 地域密着型サービス等の介護報酬に関すること</p> <p>(4) その他地域密着型サービス等の運営について必要な事項に関すること</p>			
施策の開始年度	平成17年度			
施策自体の根拠法令等	介護保険法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第115条の12第5項、第78条の4第6項、第115条の14第6項、第115条の22第1項及び第4項			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 周南市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	介護保険の被保険者その他の関係者からの意見を反映し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	介護保険の被保険者その他の関係者からの意見を反映し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、審議会等の方法を選択した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域密着型サービス事業の指定状況、介護従業者の現状（人員確保の問題等）について、高齢者プランへ反映しているかの質問があった。プランの要旨を説明し、理解を求めた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度6月、10月、2月の3回委員会を開催し、地域密着型サービス等事業者の指定及び異動について諮問等を行った。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域密着型サービス等運営委員会		
設置目的	住み慣れた地域で、利用者のニーズにきめ細かく対応できる地域密着型サービス等について、適正な運営が確保されるよう、事業者指定、指定基準等に関し協議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者の指定について</p> <p>[第2回会議]</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者の指定について</p> <p>[第3回会議]</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について</p>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 2名、関係行政機関 1名、保健・医療・福祉等の関係者 8名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

### 3 周南市障害者計画の進捗状況の把握と進行管理、周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の達成状況の点検と評価

福祉部 障害者支援課

施策の概要	本市の障害者施策に関する基本的な計画である「周南市障害者計画」について、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画の進捗状況の把握と進行管理を行う。また、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標や必要な量の見込みを定めた「周南市障害福祉計画」及び「周南市障害児福祉計画」について、計画的な施策の推進を図るため、達成状況の点検と評価を行う。			
施策の開始年度	周南市障害者計画（平成16年度） 周南市障害福祉計画（平成24年度）・周南市障害児福祉計画（令和2年度）			
施策自体の根拠法令等	障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項、周南市地域自立支援協議会要綱第2条第1項第5号			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 施策に市民の意見、提案等を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見や提案等を得て、計画に掲げる施策の効果や、より良い方向性について検討するため。			
施策に関する情報の公表	情報公開窓口や、市ホームページにおいて公表をした。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見を反映した評価を行うことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域の実情に即した課題解決のために組織された相談支援会議や各部会・プロジェクトチームの取り組みを報告し、地域生活支援拠点等の機能充実などの地域課題について、有益な意見交換を行うことができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	同様の内容で実施してきた。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域自立支援協議会		
設置目的	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域自立支援協議会要綱第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周南市障害者計画(第4期)の進捗についての審議、第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画の実績報告についての審議、運営会議及び各部会の報告、周南市障害者差別解消支援地域協議会について ほか</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援会議及び各部会の報告、令和6年度障害者の福祉を考える集い開催報告 ほか</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 3名、障害者団体 3名、医療団体 1名、福祉団体 3名、ボランティア団体 1名、行政機関 1名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 4 人権施策の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現をめざし、総合的な人権施策の推進を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 人権施策の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策の反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、各種団体等の専門家、市民など、様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	公募委員割合が20%以上となり前回公募割合を上回った。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	人権施策の推進に関して、委員より様々な人権課題についての意見を得て、今後の人権啓発活動の計画に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市人権施策推進審議会の会議を開催しているが、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権施策推進審議会		
設置目的	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・「令和5年度実績報告」等を踏まえた、今後の人権施策について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	20名		
委員の構成	学識経験者 2名、各種団体等の構成員 11名、公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 5 男女共同参画の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～に基づき、男女共同参画の普及・啓発を推進する。			
施策の開始年度	平成16年度			
施策自体の根拠法令等	周南市男女共同参画推進条例 第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 男女共同参画の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策に反映させるため。			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。 専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会では公募委員割合が20%以上となり前回公募割合を上回った。 パブリック・コメントで提出された意見は、特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	男女共同参画の推進に関して、今後改善すべき点、さらに工夫が必要となる点等、審議会の意見と認識を共有し、今後の啓発活動に反映することができた。 パブリック・コメントでは、文中の表現に関する意見をいただき、策定中の第3次周南市男女共同参画基本計画案に反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市男女共同参画審議会の会議を開催しているが、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。 令和5年度にはアンケート調査を実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南
実施について	
意見提出期間	令和6年11月8日～令和6年12月9日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報誌への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 1名、提出意見 30件
意見の検討結果	計画中に意味の分かりづらい記述があるとの意見を反映し、分かりやすい表現に改めた。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市男女共同参画審議会		
設置目的	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市男女共同参画推進条例第 19 条第 1 項		
会議開催回数	3 回		
会議の議題	<p>[第 1 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況についての審議</li> </ul> <p>[第 2 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次男女共同参画基本計画の策定についての審議</li> </ul> <p>[第 3 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～（案）についての審議</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	19 名		
委員の構成	学識経験者 4 名、事業者及び公共的団体 11 名、公募委員 4 名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 6 隣保館の運営

環境生活部 人権推進課

施策の概要	地域住民の福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。		
施策の開始年度	不明		
施策自体の根拠法令等	社会福祉法第2条第3項第1号		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 隣保館の運営に関して、市民等と審議して今後の運営に反映させるため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため。		
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和5年度事業実績及び令和6年度取組状況について、委員から多数の意見を得ることができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各隣保館の特徴的な取り組みについて、委員、隣保館長で意見交換し、今後の各館の運営に反映することとした。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて隣保館運営に関して会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大のため令和2年度は書面開催、令和3年度は開催していない。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市隣保館運営委員会		
設置目的	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市隣保館運営委員会要綱第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	「令和5年度実績報告」等を踏まえた、今後の隣保館運営について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 2名、地域活動の代表者 4名、利用団体の代表者 4名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 運営に密接に関わる団体の代表者と地域の代表者を選定している。		

## 7 ごみのないきれいなまちづくりの推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境美化活動に取り組んでいる団体への支援や、ポイ捨て防止のための啓発			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 環境美化の意識啓発を図るため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	ポスターの募集	
市民参画の方法を選択した理由	広く環境美化の意識啓発を図るため、ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時広報し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	115名のポスター応募があり、環境美化の意識啓発を図るという目的は達成できたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、環境美化を啓発した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校の教育スケジュールが変則的になったことに配慮し、募集を中止した。 令和3年度よりポスター募集を再開し、毎年度、継続実施している。			

### ◎その他（ポスターの募集）

名称	ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集
目的	環境美化の意識啓発を図るため
対象者	市内中学校生徒
参画方法	ポスターの募集
公表の方法	ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	115件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。

## 8 環境基本計画の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画を策定する。			
施策の開始年度	平成18年			
施策自体の根拠法令等	周南市環境基本条例第9条1項			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市民や事業者など様々な見地から多様な意見を得て施策に反映するため。			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	環境基本計画の運用状況に関する事項を調査審議するため周南市環境基本条例第26条2項に基づき、周南市環境基本計画推進委員会を開催した。 また、次期計画である第3次周南市環境基本計画の策定にあたり、多様な市民の意見を得て施策に反映するためパブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	環境基本計画の進捗管理手法や第3次周南市環境基本計画の策定について貴重なご意見をいただいた。一方、パブリック・コメントで提出された意見は特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	第3次周南市環境基本計画に若年層の意見を反映させてはという意見を得て検討した結果、小学生の環境意識を計画に掲載した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、環境基本計画の推進に関し委員会で調査審議している。 令和5年度にアンケート調査を実施し市民の意識を調査した上で委員会に意見を聴き「第3次周南市環境基本計画（素案）」を策定した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第3次周南市環境基本計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和6年11月13日～令和6年12月13日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	提出者 2名、提出意見 39件
意見の検討結果	計画中に「大規模再生可能エネルギー設備の自然環境への影響（への対応）について記述したほうが良い」という意見を反映させた。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市環境基本計画推進委員会		
設置目的	環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、環境基本計画の運用状況に関する事項や環境基本計画の見直しに関する事項について審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市環境基本条例第 26 条 1 項		
会議開催回数	3 回		
会議の議題	[第 1 回会議] ・第 3 次周南市環境基本計画の策定について [第 2 回会議] ・第 3 次周南市環境基本計画の策定について [第 3 回会議] ・第 3 次周南市環境基本計画の策定及び周南市環境基本計画の令和 5 年度実績について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	20 名		
委員の構成	学識経験者 2 名、団体推薦 3 名、周南地区環境保全協議会の推薦や商工会議所などの代表者 5 名、官公庁 6 名、公募委員 4 名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 9 野犬等対策の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	野犬の棲みにくい環境づくりを図るとともに、むやみなエサやりや動物の遺棄・虐待を防止することで、市民生活の安心安全を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防法</li> <li>・周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等</li> </ul>			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため。 動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	検討会、ポスターの募集	
市民参画の方法を選択した理由	野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため、意見交換会の方法を選択した。 広く動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めてもらうため、動物愛護ポスターの募集の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時広報し、随時最新情報に更新した。 また、市広報で適時公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	野犬の目撃情報等に関する情報をいただき、捕獲業務の参考とした。 25名のポスター応募があり、動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうという目的は達成できたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域別の野犬の目撃情報を、パトロールの区域決定に反映した。 最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、動物愛護を啓発した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	平成27年度以降、遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長等を対象に「野犬対策検討会」を開催している。 令和3年度までは、山口県動物保護管理協会主催の動物愛護に関する絵画コンクールを周知していた。令和4年度から、県動物保護管理協会の絵画コンクールの周知とは別に、市独自で動物愛護ポスター募集を開始した。			

### ◎その他（検討会）

名称	野犬対策検討会（6自治会連合会の協議）
目的	野犬の目撃情報が多い地区の意見を聴取し、今後の野犬対策に反映するため。
対象者	遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長
参画方法	会議の開催
公表の方法	-
実績	地域別の野犬の目撃情報について意見を聴取し、パトロールの区域決定に反映した。

### ◎その他（ポスターの募集）

名称	動物愛護ポスターの募集
目的	動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうため。
対象者	市内小学校の4～6年生
参画方法	ポスターの募集
公表の方法	ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	25件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。

## 10 社会教育の奨励

教育部 生涯学習課

施策の概要	すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するため社会教育を奨励する。			
施策の開始年度	不明（周南市合併前から実施）			
施策自体の根拠法令等	社会教育法 第15条			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 社会教育の奨励に関して広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	3回会議を開催し、出席者全員から意見を聴取した。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-			
令和5年度までの市民参画の実施状況	年2～3回の社会教育委員会議を実施。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市社会教育委員会議		
設置目的	社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため。		
審議会等を設置する根拠	社会教育法 第15条 周南市社会教育委員設置条例 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体に対する補助金の交付について</li> <li>・教育大綱（生涯学習課分）に掲げる目標の進捗管理について</li> <li>・中学校の部活動の地域移行について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期教育大綱（案）について（生涯学習課分）</li> </ul> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3期周南市教育大綱」について（生涯学習課分）</li> <li>・中学校の部活動の地域移行について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 1名、学校教育分野 3名、社会教育分野 4名、家庭教育分野 3名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 1.1 周南市大田原自然の家の管理運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	周南市大田原自然の家を設置し、集団宿泊訓練、野外活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成する。			
施策の開始年度	昭和57年度			
施策自体の根拠法令等	周南市大田原自然の家条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 周南市大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	周南市大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、近隣の社会教育団体や学識経験者等による審議会方式を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	特に施設移転についての協議が中心となり、現地視察を経て、より具体的な提案を得ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	移転後施設のバリアフリー化についての意見を得て、配慮が必要な利用者への対応について検討することができた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、年1～2回程度、運営協議会を開催し、自然の家の基本的な運営方針等について意見を得ている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市大田原自然の家運営協議会		
設置目的	周南市大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため		
審議会等を設置する根拠	周南市大田原自然の家条例第17条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <p>・令和5年度事業報告並びに利用状況について、令和6年度事業状況について、大田原自然の家移転に関する進捗状況について</p> <p>[第2回会議]</p> <p>・令和6年度事業報告並びに利用状況について、令和7年度事業状況について、「大田原自然の家」移転に関する進捗状況について</p>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	7名		
委員の構成	学識経験者 2名、社会教育団体 3名、学校教育代表 2名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	<p>※委員の公募を行わない理由</p> <p>施設利用者に関係が深い団体、施設の属する学校区の校長から委員を推薦してもらうため</p>		

## 12 周南市青少年育成センターの運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに青少年の健全な育成を図る			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	周南市青少年育成センターの設置に関する規則			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 青少年育成に関連する団体等からの意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員の意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報の公開</li> <li>・出前トーク実施による周知</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	関係機関の活動の中で把握された情報を共有することで、本市の青少年の現状について理解を深め、参加者で情報共有を行うことができています。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	白ポストの設置を維持することを決定した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度2回程度、運営委員会を実施し、関係機関の情報交換等を行っている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市青少年育成センター運営委員会		
設置目的	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行うため		
審議会等を設置する根拠	周南市青少年育成センター運営委員会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・令和5年度青少年育成センターの事業報告、令和6年度青少年育成センターの事業計画 [第2回会議] ・令和6年度青少年育成センターの事業報告、令和7年度青少年育成センターの事業計画		
会議の公開状況	全ての会議を非公開 個人に係る内容が運営委員会内で共有される場合があるため。		
開催時の公表			
公表事項	-		
開催前7日前までの公表	-		
公表方法	-		
公表の適否	否		
開催後の公表			
公表方法	-		
公表の適否	否		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	17名		
委員の構成	少年補導関係機関 6名、青少年関係団体 9名、青少年指導員 2名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員で構成するため		

### 1.3 周南市二十歳の記念式典の企画及び運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	二十歳の門出を祝福、激励するとともに、法的にも大人として認められた権利及び責任等に対する自覚を促す。 青少年により組織された実行委員会を立ち上げ、企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与する。		
施策の開始年度	不明		
施策自体の根拠法令等	-		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 青少年が企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与するため		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	実行委員会
市民参画の方法を選択した理由	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営する実行委員会形式とすることで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため		
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典に関する情報を、ホームページで公表し、随時更新した。</li> <li>・SNSを利用して実行委員会の活動の様子を掲載した。</li> </ul>		
市民参画を実施した評価や課題を入力	式典対象者に近い年代の実行委員からの意見により、式典対象者に中学生時代を懐かしんでもらえる企画を実施することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品の内容</li> <li>・式典で配布したパンフレットの内容</li> <li>・実行委員企画</li> </ul>		
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和4年度は8回、令和5年度は11回の実行委員会を開催し、記念品やパンフレット等会場での配布物や、実行委員企画の実施を行い、二十歳の門出を祝うための一助とすることができた。		

◎その他（実行委員会）

名称	周南市二十歳の記念式典の企画・運営に関すること
目的	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営することで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため
対象者	19～30歳の方
参画方法	周南市二十歳の記念式典の企画・運営
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	11名参加

## 14 人権教育の推進

教育部 人権教育課

施策の概要	「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、学校、地域社会、企業・職場における人権教育を推進する			
施策の開始年度	不明			
施策自体の根拠法令等	憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 周南市人権行政基本方針			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 人権教育を総合的かつ効果的に推進するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	様々な見地から人権教育に関し協議いただくため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各種方面の取り組みや考えを共有することで、学校、地域、企業等において主体的な取り組みにつながった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権教育推進協議会		
設置目的	人権教育を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を協議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市人権教育推進協議会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・各団体の取組等 [第2回会議] ・各団体の取組等		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	20名		
委員の構成	学校・園 4名、関係機関・団体 13名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 15 コミュニティ・スクールの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。			
施策の開始年度	平成20年度			
施策自体の根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 周南市学校運営協議会規則 周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民とともに課題解決や様々な取組を協働して行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めるよう規定されている。 多様な意見を間接的かつ直接的に市民の意見を聴取する。			
施策に関する情報の公表	学校の取組などを学校だよりや学校のホームページ等で適宜公表している。 地域とともにある学校づくり推進協議会については、協議した事項を市ホームページや情報公開窓口に公表している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各校において、協議会委員の意見を参考に、特色ある学校づくりの取組に活かすことができた。 各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各校において、学校運営や学校行事など各学校・各地域における取組に反映している。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	(学校運営協議会) 各校において、地域住民や児童生徒の保護者、地域団体の代表者等によって構成し、年5回程度開催している。 (地域とともにある学校づくり推進協議会) 平成27年度から、毎年度会議を開催。			
備考	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法律」という）第47条の5に規定されている学校運営協議会は、各			

	<p>学校ごとに地域住民や児童生徒の保護者等によって構成し、市教育委員会の任命を受けて設置される協議会である。</p> <p>法律に基づいて、保護者や地域住民等の学校運営への参画・支援・協力を得ながら地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進めており、市民参画条例に基づく市民参画手続きはとっていない。</p>
--	--

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	学校運営協議会		
設置目的	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。		
審議会等を設置する根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5 周南市学校運営協議会規則 第3条		
会議開催回数	-		
会議の議題	40校でそれぞれ取り組んでおり、議題も開催回数も一律ではない。		
会議の公開状況	-		
開催時の公表			
公表事項	-		
開催前7日前までの公表	公表していない 市内40校における地域に密着した会議であり、学校だよりの行事予定表等によって地域内で周知を図っている学校もある。		
公表方法	-		
公表の適否	-		
開催後の公表			
公表方法	学校によって、学校ホームページや学校だより等を活用		
公表の適否	-		
委員の公募の有無	-	委員を公募した際の割合	-
全委員数	723名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 100名、地域住民、対象学校の校長・教職員、関係行政機関の職員等 623名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	法律に基づき、地域住民等が委員に選任されている。		

## 16 地域とともにある学校づくりの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組の推進に向けた検討・協議を行う。			
施策の開始年度	平成27年度			
施策自体の根拠法令等	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民等とともに課題解決や様々な取組を検討し、協働して行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	間接的かつ直接的に市民の意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページや情報公開窓口に公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審議会における意見等を参考に、各学校・各地域における取組に反映。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	平成27年度から、毎年度会議を開催。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会		
設置目的	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組を推進する。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課所管説明</li> <li>・グループ協議・発表</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課所管説明</li> <li>・グループ協議</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	26名		
委員の構成	学識経験者 1名、小・中学校長会 2名、公立学校教頭会代表 2名、学校運営協議会代表者 4名、PTA 1名、地域学校協働活動推進員代表者 3名、地域連携担当教職員研修会企画委員会代表 2名、関係部局担当者 11名		
公募委員の割合の適否	—		
備考	※委員の公募を行わない理由 各学校運営協議会や地域学校協働活動推進員の地区代表等、多くの市民も入って構成している。		

## 17 学校部活動の円滑な地域移行の推進

教育部 学校教育課（文化振興課）

施策の概要	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策自体の根拠法令等	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 関係機関・団体等を構成団体とし、多様な視点に立って検討を進めていくため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	関係機関・団体等を構成団体とし、多様な視点に立ち、連携して取組を検討していくため審議会等の方法を選択。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで随時公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	それぞれの機関・団体を通じて各所属団体等から事前に意見を集約いただくことにより、様々な見地で専門的な意見を得ることができ、部活動の地域移行に向けた課題の抽出や整理ができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会における意見をもとに、地域移行に向けた方向性を整理している。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	なし			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市文化・スポーツ活動推進協議会		
設置目的	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。		
審議会等を設置する根拠	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	[第1回～第3回会議] ・所管説明、関係団体からの報告、意見交換(周南市地域クラブ・公共施設の活用・しゅうなんコミュニティ・クラブに関する事)		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用(マスコミ投込等)		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	19名		
委員の構成	学校関係者・文化団体・スポーツ団体等 19名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 各所属団体を代表する関係機関・団体をもって構成し、環境づくりを検討するため。		

## 18 学校給食センターの運営

教育部 学校給食課

施策の概要	市内の小中学校・児童生徒に安全安心でおいしい給食を提供するために審議する。			
施策の開始年度	不明			
図書館管理運営費	学校給食管理運営事業			
施策自体の根拠法令等	学校給食法			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 構成委員の各界各層の立場からの意見が必要なため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	教育委員会の諮問事項に対して、審議の上、審議会としての、答申をいただきたいため。			
施策に関する情報の公表	会議資料として、関係情報を整理して会議の場で提供するとともに、ホームページでも公表。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	医師、薬剤師など専門的な意見のほか、児童生徒の保護者からも、忌憚のない幅広い意見がいただけている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	物資納入業者や、給食費の改定等に直接反映。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度審議会を開催している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市立学校給食センター運営審議会		
設置目的	給食費の決定、給食用物資の納入に関する審議		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関に関する条例 周南市立学校給食センター運営審議会規則		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食センター物資納入業者名簿への登録について</li> <li>・学校給食に係る諸物価の変動と令和7年度の給食費について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6・7年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿の追加登録について</li> <li>・周南市の学校給食事業の概要について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市広報紙への掲載、ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	19名		
委員の構成	学識経験者 3名、団体推薦 8名、学校長 8名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 運営に密接に関わる団体の代表者を選定しているため。		

## 19 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査

総務部 法務コンプライアンス課

施策の概要	市長の審査等の求めに関し調査及び審査を実施し、その結果を記載した意見書を市長に提出する。		
施策の開始年度	平成17年度		
施策自体の根拠法令等	周南市政治倫理条例		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 審査会設置の趣旨から、委員は専門的知識を有する者及び有権者の内から選任する。(条例で規定)		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に併せて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	議員及び市長が市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持つことにより、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審査等を実施したのち、委員全員の意見を反映させた意見書を作成している。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、議員及び市長の資産等報告書等に関し市長から審査等の求めがあるため、審査等を実施し、その結果を記載した意見書を作成し、市長に提出している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市政治倫理審査会		
設置目的	議員、市長の政治倫理に関する審査、調査を行う。		
審議会等を設置する根拠	周南市政治倫理条例第11条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・周南市議会議員の資産等報告書の審査について ・その他		
会議の公開状況	一部の会議を非公開 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	7名		
委員の構成	学識経験者 5名、公募委員 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 20 周南市地方卸売市場水産物市場の運営

### 産業振興部 水産振興課（水産物市場）

施策の概要	地方卸売市場水産物市場において、生鮮水産物及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的を遂行するため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。			
施策の開始年度	平成15年度			
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。ホームページでも、地方卸売市場水産物市場の概要を掲載している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設運営・整備についての意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	必要に応じて、周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会を開催している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会		
設置目的	周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会規則		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・水産物市場の現況報告		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者 3名、卸売業者 2名、売買参加者 2名、生産者 2名、消費者 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	-		

## 2 1 周南市地方卸売市場の運営

産業振興部 農業振興課（地方卸売市場）

施策の概要	地方卸売市場において、生鮮食料品及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的を達成するため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。		
施策の開始年度	平成15年度		
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。ホームページでも、地方卸売市場の概要を掲載している。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設運営・整備についての意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。 市民への市場開放事業について有益な意見交換ができた。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	必要に応じて、周南市地方卸売市場運営審議会を開催している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場運営審議会		
設置目的	周南市地方卸売市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場運営審議会規則		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・地方卸売市場の現況報告 ・地方卸売市場の活性化事業について ・卸売業者の現況報告 ・その他		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 3名、卸売業者 4名、仲卸業者 2名、売買参加者 3名、関連事業者 1名、生産者 1名、消費者 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	-		

## 2.2 地産地消の推進

産業振興部 農業振興課

施策の概要	地産地消の推進を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕組みづくり及び生産者と消費者の相互理解を促進する。		
施策の開始年度	平成26年度		
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律</li> <li>・第3次周南市地産地消促進計画</li> </ul>		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地産地消促進事業について広く市民の意見を反映させるため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、流通関係者、市民など様々な見地から意見を聴取しながら事業を進めるため、審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	ホームページ等で常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	各委員の様々な見地からそれぞれの立場に即した意見を得ることができ、事業等の進め方の参考となった。特定の委員だけでなく、多くの委員に発言してもらうためには、進行に工夫は必要であった。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会の意見を踏まえて、「しゅうなんブランド」制度を見直し、リニューアルした。		
令和5年度までの市民参画の実施状況	地産地消促進事業の実施にあたり、毎年度、協議会を開催し意見を聴取している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地産地消推進協議会		
設置目的	地域特性を活かした農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とする。		
審議会等を設置する根拠	周南市地産地消推進協議会設置要綱		
会議開催回数	5回		
会議の議題	<p>[第1回会議] ・予算決算・事業計画についての審議（総会）</p> <p>[第2回会議] ・「しゅうなんブランド」の新たな制度等の検討</p> <p>[第3回会議] ・「しゅうなんブランド」の新たな制度等の検討</p> <p>[第4回会議] ・「しゅうなんブランド」新たな制度等について/協議会の体制についての審議</p> <p>[第5回会議] ・新たなしゅうなんブランド制度について/令和7年度の事業計画案及び予算案についての審議</p>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	23名		
委員の構成	学識経験者 2名、農業団体 2名、漁業団体 1名、畜産関係 1名、消費者団体 2名、販売流通関係 6名、商工関係 1名、観光関係 1名、地域づくり関係 1名、行政関係 2名、公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	-		

## 23 「周南市市民ライター制度」によるシティプロモーションの推進

地域振興部 移住交流推進課

施策の概要	関係人口の拡大、深化につながるための取り組みとして、市の魅力を市内外に発信する市民ライターの任命を行う。あわせて、講座の開催や記事の校正等によりライターの育成を行うとともに、各ライターが発信した記事を市が管理するホームページやSNS、メールマガジン等で、広く紹介する。			
施策の開始年度	令和3年度			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による ライター自身が興味・関心があるテーマで記事を書くことで、シビックプライドの涵養や市政への理解が図られる。また、市民目線による記事は市民に共感が得られやすく、発信力に期待ができる。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	市民ライター制度	
市民参画の方法を選択した理由	市民ライター制度は、参加意欲があり、応募要件に合う方を市が任命し活動いただく制度であるため。			
施策に関する情報の公表	市民ライターの募集にあたっては、ライター育成講座やワークショップをあわせて開催し、市広報やホームページ、SNS等により広く周知した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和3年度の開始当初は、応募が12人で、記事作成もなかなか進まない状況であったが、令和6年度の4期目では、24人となり、記事作成も活性化され、読者の反応も良好である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	制度開始時は市民ライターの条件を市内在住・在勤としていたが、2期生以降は関係者の意見を踏まえ、世代や地域を問わず、周南市に興味のある18歳以上の方へと変更した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	令和3年12月に1期生を募集した。それ以前は実施していない。			

◎その他（市民ライター制度）

名称	周南市市民ライター制度
目的	周南市の魅力や市の取り組みを市民目線で取材し情報発信することで、市の認知度向上やシビックプライドの涵養を図るため。
対象者	周南市に興味のある18歳以上の方
参画方法	講座受講、SNS(n o t e)への記事掲載
公表の方法	ホームページへの掲載、SNSへの掲載
実績	令和6年度の活動 ライター人数：24人（令和6年度末） 公開記事数：79本

## 24 市民参画の推進

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、その企画立案から実施・評価に至るまで、市民が主体的に参画する市民参画を推進する。			
施策の開始年度	平成19年			
施策自体の根拠法令等	周南市市民参画条例第1条			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	市民参画の推進に向けて、学識経験者をはじめ地域団体等の幅広い世代の委員により、様々な観点から市民参画に対する評価や意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	実施状況及び評価について、市ホームページ、情報公開窓口にて公表した。 市広報紙にて、市民参画の周知、啓発を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民参画を実施した市の機関にヒアリングを実施したり、グループワークによる議論を行うことで、質の高い評価を行うことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	委員からいただいた意見・提言を市の各機関で共有し、更なる市民参画の推進につなげた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、審議会を開催し、市の各機関の実施状況について評価をいただき、市民参画の推進に向けた意見・提言をいただいている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市市民参画推進審議会		
設置目的	市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市市民参画 s 条例第 1 5 条第 1 項		
会議開催回数	3 回		
会議の議題	<p>[第 1 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱、会長・副会長選出、市民参画条例について、審議会の運営・審議内容について</li> </ul> <p>[第 2 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度 市民参画実施状況の評価について</li> </ul> <p>[第 3 回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度 市民参画実施状況報告書について、答申（案）について、市民参画の推進に向けて</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15 名		
委員の構成	学識経験者 3 名、団体推薦 9 名、公募委員 3 名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 25 地域づくりの推進

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	周南市地域づくり推進計画に基づき、市民と行政との協働による取り組みや市民自らが公共の担い手となる「新しい公共」の取り組みを一層拡大することにより、市民と共に地域の価値を創出する「共創の地域づくり」を実現する。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策自体の根拠法令等	周南市地域づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地域づくりを効果的に推進するため、専門的な見地を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	地域づくりに関わるステークホルダーの見地から、地域づくり推進計画に掲げる施策の実施状況に対する評価及び意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページにおいて施策について詳しく周知を図り、情報公開窓口でも公表を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	地域づくりに関わるステークホルダーの見地による各種施策の評価結果を受け、事業実施に向けて効果的な助言をいただくことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	活動指標の目標値に達していない施策について、委員の意見を反映し実施方法の改善につながった。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、各種施策の推進に向けて委員の意見を反映している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域づくり推進協議会		
設置目的	市民と行政の協働による取り組みや市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取り組みを拡大し、地域の価値を創出する共創の地域づくりを実現するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域づくり推進協議会設置要綱		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長選出、委員の役割及び年間スケジュールの確認、第2次周南市地域づくり推進計画の実施状況について</li> </ul> <p>[第2回会議]</p> <p>第2次周南市地域づくり推進計画の実施状況に対する評価について</p> <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次周南市地域づくり推進計画（案）について</li> </ul>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名、団体推薦 11名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

## 26 地域創発事業の補助対象事業の審査及び採択事業に対する評価・助言

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	地区コミュニティ組織等が主体的に取り組む地域づくり活動を支援することにより、活力あふれる地域の実現を図ることを目的とした「周南市地域創発事業」を効果的に実施するため、補助対象事業の審査及び評価・助言を行う。			
施策の開始年度	平成22年			
施策自体の根拠法令等	周南市地域創発事業委員会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 「地周南市地域創発事業」の効果的な実施に向け、専門的な見地を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	地域づくりに関わる専門的な見地から、提案事業に対する審査、評価及び効果的な助言をいただくため。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて、市ホームページ及び情報公開窓口で公表を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	専門的な見地による助言を受け、事業実施団体のモチベーションの向上につながった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	事業実施団体の取り組み事例を他地区のコミュニティ組織等に共有することで、相乗効果につなげた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	毎年度開催し、事業実施団体に対し効果的な助言をいただいている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域創発事業委員会		
設置目的	地区コミュニティ組織等が主体的に取り組む地域づくり活動を支援することにより、活力あふれる地域の実現を図ることを目的とした「周南市地域創発事業」を効果的に実施するため、補助対象事業の審査及び評価・助言を行う。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域創発事業委員会設置要綱		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・令和6年度 周南市地域創発事業審査		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	5名		
委員の構成	学識経験者 4名、市職員 1名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 審査に当たり専門的な知識・経験が必要なため。		

## 27 国際交流サロン・フェスタの開催

文化スポーツ観光部 観光振興課

施策の概要	国際交流サロンを開催する事で、在住外国人と日本人が気軽に交流できる場の提供し、地域における多文化共生を推進する事ができる。			
施策の開始年度	平成25年度			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による より多くの市民の意見や考えを聴取したいため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	運営委員会	
市民参画の方法を選択した理由	広く市民の意見を聴取し、イベントに反映するため、運営委員会を立ち上げ、公募した運営委員とともにミーティングやイベントを企画運営するため。			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。</li> <li>・市広報、SNSなどにより情報発信をした。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	平成25年度から毎年4回程度開催してきており、イベントへの参加者だけでなく運営委員会へ参加希望される市民もいることから、本事業の取り組みが市民にも確実に浸透してきていると感じる。今後増加することが見込まれる在住外国人に対して、参加してもらうためのアプローチ方法を確立することが今後の課題である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	実際の地域住民の方々のご意見やアイデアをいただき、イベント内容に反映できた。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	平成25年度から毎月運営委員会のミーティングを行い、年4回程度イベントを実施している。			

◎その他（運営委員会）

名称	国際交流サロン運営委員会
目的	国際交流サロン・フェスタの開催にあたり、公募した運営委員から意見を聴取する。
対象者	指定なし
参画方法	ミーティング、イベントへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	毎月会議を開催し、国際交流イベント6月、9月、11月、2月に実施した。

## 28 鹿野観光交流拠点施設整備事業

文化スポーツ観光部 観光振興課

施策の概要	鹿野総合支所移転後の跡地について地域住民の意見を踏まえ、立地を生かした観光交流拠点施設の整備を行う。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿野地域観光振興プラン</li> <li>・ 鹿野観光交流拠点施設整備基本計画</li> <li>・ 第3期周南市観光ビジョン</li> </ul>			
市民参画の根拠	<p>条例第6条第3項による</p> <p>事業費は10億円に満たない予定だが施設整備の経緯を踏まえ広く市民の意見を取り入れたいと考えたため</p>			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	○	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	鹿野地区の地域資源を活かし施設整備を進め、完成後の施設運営も鹿野地区の団体に管理していただきたいと考えていることから、基本設計に地区住民の意見を可能な限り反映させるために鹿野地区の住民を対象とした住民説明会を開催した。			
施策に関する情報の公表	<p>情報公開窓口にチラシを設置した。</p> <p>鹿野地域の各自治会にチラシを回覧した。</p>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	参加者から想定以上の様々なご意見を得ることができ、それを基本設計に可能な限り反映したため地区住民にも一定の理解が得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	敷地の配置や建物の機能等様々な意見を可能な限り反映した。			
令和5年度までの市民参画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に鹿野観光交流拠点施設整備事業を進める上での計画「鹿野地域観光振興プラン」を策定し、市民説明会を行った。</li> <li>・ 鹿野観光交流拠点施設整備基本計画の策定にあたり、令和5年3月と令和5年8月に鹿野地区の住民を対象に市民説明会を実施した。</li> </ul>			

◎市民説明会の詳細

集会の名称	鹿野観光交流拠点施設整備基本設計（案）に係る説明会
議題（テーマ）	鹿野観光交流拠点施設の基本設計（案）を基に地区住民から意見をいただく。
参加対象者	鹿野地区住民
令和5年度の開催回数	3回
開催場所	コアプラザかの
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅延なし
公表方法	情報公開窓口への備付け、鹿野地域の自治会へ回覧
公表の適否	適
開催後の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	情報公開窓口への備付け、鹿野地域の自治会へ回覧
公表の適否	適
参加人数合計	120名

### 3 意見等把握の取組

市では、協働によるまちづくりを推進するため、市民参画を実施するほか、様々な取組により市民の意見等を把握するよう努めています。取組の例は次のとおりです。

取組の例	説明
まちづくり提言制度	市の施設に設置した提言箱やホームページで意見等を受け付ける。
市長と語るまちづくり懇談会	市長が懇談会に出席し意見等を聴取する。

## 参考資料

### 周南市市民参画条例

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

##### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

##### (基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。

3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

(5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易なもの

(3) 法令の規定により市民参画を実施するもの

(4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(5) 市の機関の内部事務処理に関するもの

(6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。

4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

(1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等

- により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法)
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）
  - (3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）
  - (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法  
（市民参画の実施）

第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

（提出された意見等の検討）

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

（公表の方法）

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

（パブリック・コメントの実施）

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 書面持参
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

(意向の把握)

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

### 第3章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。
  - (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
  - (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
  - (3) この条例の運用状況に関する事項
  - (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
  - (5) この条例の見直しに関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。

(1) 市長が行う公募に応じた者

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第2項第2号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

#### 第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であつて、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

附 則（平成22年12月28日条例第31号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 周南市市民参画条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等)を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所(法人その他の団体にあつては所在地)
- (4) 氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者名)
- (5) 連絡先(前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項）

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民参画の実施状況の報告）

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるるときも、同様とする。

（周南市市民参画推進審議会の組織及び運営）

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進審議会の会議）

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（推進審議会の庶務）

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

（推進審議会の運営）

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



## 令和6年度市民参画実施状況報告書

令和8年1月発行

周南市地域振興部地域づくり推進課

住所 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8412

メール [kyodo@city.shunan.lg.jp](mailto:kyodo@city.shunan.lg.jp)